

令和 8 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月
豊橋創造大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	12
基準 4. 教育課程	31
基準 5. 教員・職員	42
基準 6. 経営・管理と財務	50
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	58
基準 A. 地域社会との連携活動	58
V. 特記事項	なし
VI. 法令等の遵守状況一覧	66

【注】機関別認証評価受審年度ではないため、エビデンス資料等に関する記載は省略箇所あり。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

豊橋創造大学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は「誠をもって勤儉譲を行え」である。これは、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えである至誠・勤労・分度・推譲に基づいて定めたものであり、明治35(1902)年の学園創立以来一貫して学園に受け継がれている。

豊橋創造大学の基本理念は、「豊橋創造大学学則」（以下「学則」という。）第1条に「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」と定められている。

2. 大学の個性・特色等（本学が目指す大学像）

各学科の教育目標は学則第3条第2項に、以下のとおり定められている。

(1) 経営学部経営学科

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

(2) 保健医療学部理学療法学科

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけて、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

(3) 保健医療学部看護学科

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

大学設立時より「地域密着」を設置趣旨に謳い、地域との連携を積極的に行っている。平成18(2006)年度には「地域貢献センター」を設置し、これを発展させて平成30(2018)年度には「地域連携・広報センター」を組織して地域貢献機能の強化を図っている。したがって、本学は中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する大学の機能のうち、「高度専門職業人養成」「幅広い職業人養成」「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」の機能を中心とした大学である。

II. 沿革

1. 本学の沿革

本学を設置している学校法人藤ノ花学園は、創立者伊藤卯一が明治35(1902)年4月、渥美郡豊橋町大字中八町（現在の豊橋市八町通り三丁目）に「私立豊橋裁縫女学校」を創立したことを起源としている。

昭和2(1927)年10月に文部大臣より財団法人として認可を受け、昭和6(1931)年9月に「豊

豊橋創造大学

橋高等裁縫女学校」と改称し、昭和7(1932)年9月に現在の豊橋市老松町に移転した。その後、時代の変遷と共に教育内容を改め、昭和10(1935)年11月には旧実業学校令による「豊橋高等家政女学校」、昭和21(1946)年3月に旧高等女学校令による「豊橋藤花高等女学校」を経て、6・3制の学制改革により昭和23(1948)年3月に「藤ノ花女子高等学校」となった。また、昭和26(1951)年2月には学校法人として組織変更の認可を受けている。

その後、昭和58(1983)年4月に豊橋短期大学を豊橋市牛川町に設置し、平成8(1996)年4月に同キャンパスに豊橋創造大学を設置して現在に至っている。大学設立以降の沿革概要は表Ⅱ－1－1のとおりである。

表Ⅱ－1－1 大学設立以降の沿革概要

平成8(1996)年4月1日	豊橋創造大学開学 経営情報学部 経営情報学科 入学定員260人（うち80人は期間を付した定員） 収容定員1040人
平成12(2000)年4月1日	豊橋創造大学大学院開設 経営情報学研究科、起業・経営情報専攻（修士課程） 入学定員15人 収容定員30人
平成14(2002)年4月1日	経営情報学部メディア・ネットワーク学科開設 入学定員130人 収容定員520人 これにより、経営情報学科の定員を以下のとおり変更 入学定員130人 収容定員520人 大学基準協会より「正会員」としての認証を受ける
平成15(2003)年6月1日	経営情報学部がオラクル・アカデミック・イニシアチブ（OAI）参加校となる
平成16(2004)年4月1日	学生定員を以下のとおりに変更 経営情報学科 入学定員68人 編入学定員4人（3年次） 収容定員280人 メディア・ネットワーク学科 入学定員68人 編入学定員4人（3年次） 収容定員280人
平成18(2006)年4月1日	情報ビジネス学部キャリアデザイン学科開設 入学定員136人 編入学定員8人（3年次） 収容定員560人 リハビリテーション学部理学療法学科開設 入学定員60人 収容定員240人 経営情報学部募集停止
平成21(2009)年4月1日	リハビリテーション学部を保健医療学部と名称変更すると共に、看護学科を設置、あわせて情報ビジネス学部の入学定員を変更 情報ビジネス学部キャリアデザイン学科 入学定員76人 編入学定員8人（3年次） 収容定員320人 保健医療学部理学療法学科

豊橋創造大学

	入学定員60人 収容定員240人 保健医療学部看護学科 入学定員80人 収容定員320人
平成21(2009)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される
平成22(2010)年4月1日	大学院健康科学研究科健康科学専攻を設置 健康科学研究科健康科学専攻 入学定員6人 収容定員12人
平成24(2012)年3月	大学基準協会より「正会員資格継続認定」を受ける
平成24(2012)年4月1日	経営学部経営学科を設置 入学定員76人 編入学定員8人（3年次） 収容定員320人 情報ビジネス学部募集停止
平成28(2016)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される
平成29(2017)年4月1日	保健医療学部看護学科の入学定員を変更 入学定員90人 収容定員360人 経営学部の入学定員・編入学定員を変更 入学定員50人 編入学定員4人（3年次） 収容定員208人
令和2(2020)年4月1日	大学院経営情報学研究科募集停止
令和4(2022)年3月	大学院経営情報学研究科廃止
令和6(2024)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される

2. 本学の現況

・大学名 豊橋創造大学

・所在地 愛知県豊橋市牛川町字松下20番地1

（設置者を同じくする豊橋創造大学短期大学部とキャンパスを共有）

・学部の構成（令和7(2025)年5月1日現在）

学士課程 保健医療学部 理学療法学科

入学定員60人 収容定員240人

保健医療学部 看護学科

入学定員90人 収容定員360人

経営学部 経営学科（平成29年4月 入学定員・編入学定員変更）

入学定員50人 編入学定員4人（3年次） 収容定員208人

修士課程 健康科学研究科 健康科学専攻

入学定員6人 収容定員12人

・ 学生数、教員数、職員数

表Ⅱ－2－1 学生数（令和8(2026)年5月1日現在） 単位：人

学部	学科	在籍学生数				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健医療学部	理学療法学科	60	36	45	50	191
	看護学科	65	66	64	62	257
保健医療学部計		125	102	109	112	448
経営学部	経営学科	50	44	41	50	185
経営学部計		50	44	41	50	185
学部 合計		175	146	150	162	633

（データ編表 F－5 参照） 単位：人

大学院	一般	社会人	留学生	合計
健康科学研究科	1	3	0	4
大学院 合計	1	3	0	4

表Ⅱ－2－2 専任教員配置（令和8(2026)年5月1日現在） 単位：人

学長1人

学士課程	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
保健医療学部理学療法学科	7	2	3	6	18	0
保健医療学部看護学科	8	3	6	9	26	2
経営学部経営学科	7	2	3	0	12	0
合 計	22	7	12	15	56	2

修士課程	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
健康科学研究科健康科学専攻	10	1	0	0	0	11
合 計	10	1	0	0	0	11

（健康科学研究科の教員は保健医療学部教員を兼務）

表Ⅱ－2－3 職員配置（令和8(2026)年5月1日現在） 単位：人

	正職員	嘱託職員	パート	派遣	合計
人数	31	8	14	0	53

（所属の正職員・嘱託職員・パート・派遣は全員、大学・短期大学部の業務を兼務する）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

豊橋創造大学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は「誠をもって勤儉譲を行え」である。これは、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えに基づいて定めたものであり、明治35(1902)年の創立以来一貫して学園に受け継がれ、学校法人藤ノ花学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第3条に明示されている。建学の精神は、大学キャンパス内に説明文と共に掲示されている。また、入学案内、履修案内にも説明のページが設けられている。

大学の使命・目的は「豊橋創造大学学則」（以下「学則」という）第1条に、大学院については「豊橋創造大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第2条に、それぞれ下記のとおり簡潔に記載されている。

「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」

「本大学に設置する大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的とする。」

これらの教育目標は大学ウェブサイト「教育目標」として明示されているほか、入試ガイドに明示されている。また学生全員に配布する「履修案内」及び「SCHEDULE BOOK」にも掲載されている。

以上のように、大学、大学院の使命・目的、及び教育目的は明確に定められ、学内外に適切に周知されている。

1-1-② 中期的な計画への反映

現在進行中の第2期中長期計画において「地域の未来を創造する」という全体テーマを掲げている。これは農村復興に大きな功績を残した二宮尊徳の思想を現代に適用したものである。大学及び各学科の教育目標を基盤として各種の教育目標を設定し、年度ごとに達成度を評価している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

各学科の三つのポリシーの策定にあたって、建学の精神および各学科の教育目標をもとに策定を行っている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

大学に設置する各学科の教育目標は学則第3条第2項に、大学院各研究科の目的については大学院学則第2条第2項に以下のとおり定められている。

＜保健医療学部理学療法学科＞

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけ、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

＜保健医療学部看護学科＞

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

＜経営学部経営学科＞

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科は、保健・医療・看護・介護・福祉等の健康増進に係る専門分野において、総合的かつ多角的な視点を有し、指導的役割を果たせる専門的職業人並びに関連する課題を主体的に解決するための研究能力を有する人材を養成するとともに、健康科学分野の研究成果を社会に還元することを目的とする。

以上のとおり、教育研究組織ごとに教育目標が適切に定められている。

1-1-⑤ 変化への対応

自己点検・評価の一環として法令順守状況を毎年確認しており、法令の改正等の変化に対応している。また、高等学校関係者や就職先、地域の諸団体にヒアリングを行い、本学に対するニーズの変化を捉え、必要がある場合には教学マネジメント会議で協議し、必要な対策を指示する体制となっている。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

春学期初頭に実施する「キャンパスライフ・スタートデイ」において1年生全員に対して学長が学園の歴史及び建学の精神、大学の教育方針に関する90分の講話を行い、全員に大学生活を始めるにあたっての決意をレポートとして提出させている。レポートは学長が一人一人に対してコメントを付して返却し、積極的な大学生活を送る動機付けを行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

次年度の学園創立 125 周年に向けて、地域での学園の存在感を高めることを目標に、建学の精神と地域歴史が深く結びついていることを周知する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学園創立 125 周年記念事業として、建学の精神と地域の関係についての講演会等を企画する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の自己点検・評価については学則第56条に「教育の水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と規定している。その専門委員会として平成4(1992)年11月1日に「学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会規程」を制定し、委員会を設置した。この委員会は学園全体の委員会として位置付けられ、理事長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、学科長、科長、別科長、IR管理者、事務局長及び法人事務局長並びに規程第5条に定める専門部会の部会長によって構成されている。専門部会は教学部門（大学専門部会、短期大学部専門部会、事務局専門部会）と法人部門に分かれている。

委員会は、原則として隔月の第1水曜日に開催されている。本学では点検・評価活動として「自己点検評価書」を毎年作成し、教育研究活動全般について現状と課題、改善の達成度等を分析し、特色ある取組みや課題改善の予定等について明らかにしている。

また、従来の全学的な点検評価体制の基礎の上に、内部質保証の一層の強化を図るため、平成31(2019)年2月には「学校法人藤ノ花学園内部質保証の方針」、「学校法人藤ノ花学園内部質保証推進会議設置要綱」を定め、理事長を議長とする「内部質保証推進会議」を設置した。そこでは、自己点検・評価書の内容や有識者による外部評価結果の報告を受け、改善に向けた提言等を行うほか、各学科、関係部局等に改善のためのフィードバックを行い、計画や施策、取組みに反映させることで内部質保証を推進し、全学的に質の保証・改善に向けた体制を構築している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では規程に基づき委員会を設置し、毎年、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。その作業の過程において明らかになった課題は内部質保証推進会議を始め、教学マネジメント会議、教授会、各種委員会、各部署において共有され、特に重点的に取り組むべき事項については、学長・副学長が4月運営幹部会、教授会において明示し、改善に向けて取り組む体制が整備されている。また、毎年作成された『自己点検・評価書』は、理事会へ報告されるとともにWebページで公開し、常時閲覧可能となっている。

また、令和2(2020)年度より、自己点検・評価委員会の専門部会の一つとして教学マネジメント専門部会を設けたが、効果的な運用をめざし令和3(2021)年12月にこの専門部会を解消し、新たに「教学マネジメントの基本方針」を明示し、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同教学マネジメント会議」を設置した。本会議は学長のリーダーシップのもとで大学及び短大の三つのポリシーを起点とした「教学」に関する内部質保証システムを構築するものである。自己点検・評価委員会及び内部質保証推進会議と連携しながら、全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの三層においてPDCAサイクルを効果的に回している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学はこれまで、2013(平成25)年度に設置したIR室及び各委員会や所管部署において、各々が必要とする調査やデータ収集・分析を行い、入試改革や授業改善等に活用してきた。しかしながら、収集データ同士の連携が十分とは言えない状況にあり、教学IRに資するより有益な情報抽出を実現するための仕組みや環境構築が課題となっていた。また、その実現の方向性を定めるために議論する会議体の不在も改善すべき課題であった。

これらの課題に対し、教学IRの適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、本学は2025年度に教学IR運営委員会を設置した。委員会は、副学長、教学部長、IR管理者、IR室及び各学科の代表教員で構成され、各々の視点で意見を出し合い目指すべき教学IR活動について議論・検討を行っている。2025年度の主な取り組みとして、文献調査（先進的な取り組みを行っている大学の事例や、同規模他大学の取組事例等）、文部科学省全国学生調査結果の分析、中途退学学生に関する情報整理と分析、各学科が独自に行っているアセスメント等調査活動の整理（一覧化）と共有、データ共有と連携のための基盤構築に関する方向性の議論、等を行っている。

さらに、事務組織の各部署にはIR担当者を置き、IR管理者及びIR室と連携してIR業務を円滑に実施していくための体制を構築している。

このように、本学ではIRデータ収集と分析ができる体制を整備している。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援に関して、各学部・学科において教員および事務局職員が教職協働のもと対応している。全学年において、専任教員によるクラス担任制、チューター制、ゼミ担任制を導入し、学生支援システムの機能を活用しながら、個々の学生に対するきめ細かな指導を実現している。また、学生の意見・要望についても把握に努めている。各教員はオフィスアワーを設定・公開しており、学生が講義内容に関する質問や学修方法について、直接科目担当教員へ相談できる体制を整備している。さらに、授業においてはTA（ティーチング・アシスタント）や授業補助員を活用した学修支援を実施している。成績不振の学生に対しては、学修サポートセンターにおいて個別指導を行い、学力向上に向けた支援を実施している。

障がいのある学生への支援については、学生本人からの支援申請に基づき、障害学生支援委員会を通じて合理的配慮の内容を決定し、必要な支援を行っている。学生の心身に関する健康相談については、臨床心理士資格を有するカウンセラーが対応している。令和7（2025）年度の相談件数は延べ38件であり、前年度比6件減となった。相談内容は、心理・性格面、対人関係、発達障害、精神障害、学修上の問題など多岐にわたっている。また、毎年実施する健康診断時には「保健調査票」を配布し、学生自身に心身の状態を記入させることで健康状態の把握に努めている。調査結果は健康・相談センターが集計し、必要に応じて学生への面談等を実施している。近年は、学業や人間関係に関する悩み、発達障害等による生きづらさを抱える学生が増加していることから、健康・相談センターをはじめ、クラス担任やゼミ担当教員等が密接に連携し、教職協働による学生支援体制を構築している。

経済的支援については、現時点で学生から大きな要望は挙がっていないものの、経済的困難を抱える学生の修学継続を支援するため、本学独自の奨学金制度の維持・継続は重要である。また、令和6（2024）年度より開始された、多子世帯支援を含む高等教育の修学支援新制度についても、積極的な周知を行っている。

学生の要望や意見を幅広く収集し、学修環境および生活環境等の整備・改善に活用するため、平成24（2012）年度より、学内ポータルサイト「UNIPA」を利用した学生生活満足度調査を実施している。令和7（2025）年度は668名の学生から回答を得ており、回答率は77%であった。回答者の内訳は、男子学生35%、女子学生65%である。調査結果については、学生委員会および学生課において分析・検討を行い、今後の学生支援の充実に向けた資料として活用している。特に、施設整備等に伴い費用負担が見込まれる事項につ

いては、関係部署と協議のうえ、次年度予算へ反映できるよう対応している。

さらに、本学では、自己点検・評価における「外部からの視点」による評価の一環として、2020年度より「教育・学生生活改善会議」を実施している。本会議は、教育活動の充実を図ることを目的に、教育プログラムや学修環境、学生支援等に関する学生視点からの意見・要望・提案を聴取するものである。会議は学長を議長とし、各学科の学生代表者、全学的学生組織である合同学生会代表者、ならびに大学執行部代表者（学長、自己点検・評価委員長、大学および短期大学部の教務委員会委員長、学生委員会委員長、合同FD委員会委員長）によって構成され、対面による面談形式を基本として実施している。学生代表に対する質問事項は、自己点検・評価における「教育プログラム」および「学修環境・学生支援」に関する内容を中心に、関係委員会で整理した事項としている。会議において学生代表から提出された要望・提案については、関係委員会および担当部署において検討し、回答を取りまとめたうえで代表学生へ通知するとともに、後日、大学Webページに掲載している。また、改善が必要と判断された事項については、実現に向けた取り組みを進めている。

教学改革の一環として、授業改善を目的とした「学生による授業評価アンケート」を2006年度より全学的に実施している。春学期・秋学期に所定の期間を設け、学部・学科の特性に応じた様式により、中間アンケートおよび最終授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は各担当教員へ返却され、教員は受講学生に対して所見や学修アドバイス等のフィードバックを行っている。最終的には、学科別集計結果および大学全体の集計結果を大学Webページで公表している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、2019（令和元）年度から「自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保し、質の保証を行うとともに、教育・研究活動の更なる改善・向上を図る」ことを目的に学外の有識者による点検・評価を実施している。

その評価方法は、外部有識者が『自己点検・評価書』、履修要覧、本学 web サイト等の内容を確認した上で、評価・意見聴取項目に沿って点検・評価し、所定の用紙（点検・評価調書）に記入する方法である。評価内容は、本学の教育活動が「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針を踏まえた内容や取組みになっているか、という視点で点検・評価する内容となっており、用紙への記入のほか、必要に応じて適宜、直接、意見聴取も行っている。

評価先は、各学科の専門分野に見識のある組織・有識者に依頼している。（経営学科：豊橋商工会議所、理学療法学科：愛知県理学療法士会、看護学科：愛知県看護協会）

大学院では、学外の有識者の意見を聴取する機会として豊橋市民病院、豊橋市保健所と共に「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を設置しており、年に1回以上、定期的に行われる会議の中で、上記の点検・評価にとどまらず、幅広く教育活動全般について意見・要望を聴取し、改善するしくみを整備している。

点検・評価した結果については学科・研究科において情報共有するとともに改善方策等

が協議され、自己点検・評価委員会へ提出された後、運営幹部会、教授会へ報告される。年度内に対応が可能なものについては改善が行われるほか、継続的な検討が必要なものは次年度以降の事業計画等に反映されている。

また、2025（令和7）年度は、全学科横断プログラムとして開講する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を文部科学省による教育プログラム認定制度（MDASHリテラシー）に申請するにあたり、客観的な点検・評価が必要なことから、上記の学外有識者に教育内容、実施体制の適切性など、意見・要望を聴取した。

このように学外関係者からの点検・評価及び意見・要望の聴取は今後も年1回は実施し、大学運営や教育研究活動の改善・向上と内部質保証の充実に活用する。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、大学、学科及び研究科ごとの教育目的を明確に定め、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定めている。このポリシーを起点として、毎年、自己点検・評価書作成の際に点検・評価を行い、教育の質の改善・向上に反映している。また、この点検・評価結果は内部質保証推進会議と教学マネジメント推進会議で情報共有した上で、改善を要するものについては提言がなされ、各所管にて検討・改善された結果が内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会にフィードバックされている。特に重点的に取り組むべき事項は年度初めの運営幹部会、教授会において、学長等から「今年度の重点項目」として明示され、実行の依頼がなされるなど、大学全体のPDCAサイクルの仕組みが構築されている。

また、理事長・学長のリーダーシップのもと、平成26(2014)年に「第1次中期計画」、令和元(2019)年には「第2次中長期計画(WISTERIA PLAN 2029)」を策定し、年度ごとに各部門代表者による進捗状況等の報告と次年度に向けた、改善予定を含む取組内容等の報告会が行われており、ここでもPDCAサイクルが機能している。

〔基準2の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長等が参加して学生の意見や要望を直接、把握するために実施している「教育・学生生活推進会議」を始め、UNIPA で実施する「学生生活満足度調査」、卒業時に行う「卒業時アンケート」、授業評価アンケート等の自由記述の内容などを含め、学生から聴取された意見・要望は大学が改善を行う上で貴重かつ重要な情報である。アンケートのみならず、通常の学生指導等においても小規模校ゆえに、教職員と学生の距離が近いことを利点として、学生の率直な意見が大学側に届きやすいため、改善がしやすい環境となっている。

本学の自己点検・評価は毎年、「自己点検・評価書」を作成することで実施されている。その結果は内部質保証推進会議に上程され、そこで改善を要する項目については、理事長・学長（内部質保証推進会議議長）から関係学科、関係部局へ提言として示され、年度内に改善結果のフィードバックまで行われており、内部質保証を推進している。

(2) 自己点検・評価や外部評価による評価で発見された課題など

2025 年度から教学 IR 運営委員会が設置され、IR データ収集と分析ができる体制は整備されたが、教育研究や大学運営の改善及び向上につながるデータ分析等の活動は始まったばかりである。今後の運用方法や効果の検証が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証や教学マネジメントの PDCA サイクルを組織的、効果的に循環させるため、学科単位にとどまらず、組織としてデータ収集や分析などを行う教学 IR を推進していく。

内部質保証を機能させるための組織として内部質保証推進会議と自己点検・評価委員会を設置しているが、人員の配置や、役割について重複しているところがある。合理的な運営が推進できるよう、組織の見直しの検討に着手する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

建学の精神に基づく教育理念およびそれを反映した教育目的に基づき、本学ではアドミッション・ポリシーを定めている。

<豊橋創造大学アドミッション・ポリシー>

豊橋創造大学では、新たな勉強のために必要な基礎的学力を十分に備え、建学の精神「誠をもって勤儉譲を行え」を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励むことのできる人を広く受け入れます。

さらに、学科並びに研究科別に目指す将来と国家資格の違いから、それぞれ次のように定めている。

<保健医療学部理学療法学科>

本学の「建学の精神」を理解して、理学療法士になりたいと強く希望する次のような人たちを広く受け入れる。

1. 幅広い人間性と協調性を有し、他者を思いやることができる人
2. 保健・医療・福祉の分野に対する問題意識を持ち、主体的に取り組むことができる人
3. 高等学校における学習内容を理解し、幅広い基礎学力を有している人
4. 理学療法に対する関心度が高く、社会に貢献したいという目的意識を持つ人

<保健医療学部看護学科>

本学科では、看護に深い関心を持つ次のような人材を求め、入学者選抜を実施する。

1. 多様な価値観を受け入れることができる人
2. 思いやりをもって人にかかわることができる人
3. 他者と協働しながら地域社会に貢献する意欲がある人
4. 高等学校等で学ぶ知識・技能（特に、国語、英語、数学、理科）を身につけている人
5. 課題解決に向けて思考し、行動できる人
6. 看護学を学ぶ意志を持ち、主体的に学修に取り組むことができる人

<経営学部経営学科>

豊橋創造大学経営学部は、学修者が各々の個性を生かしつつ社会的素養を修得し、次世代の組織と社会の未来を担う専門的職業人へと成長しうよう積極的に支援する。この視点から、次のような人材を求める。

1. 他者への思慮と広い視野、深い教養をもって組織や社会を考え、行動しようとする人
2. 経営学や会計学、隣接領域の専門知識と技能を自ら学習し、それを企業や自治体で生かそうとする人
3. 経営学や会計学、隣接領域の専門知識と技能を自ら学習し、それを起業や社会的価値を持つ商品・サービスの開発や提供に繋げようとする人
4. 情報コミュニケーション技術(ICT)領域の専門知識や技能を自ら学修し、それをビジネス社会で生かそうとする人
5. メディア表現やデザイン手法などの情報表現方法を身につけて、それをマーケティングなどの広報業務に生かそうとする人
6. 生涯にわたって学修を続ける人

<大学院健康科学研究科>

1. 理念・目的等

本研究科では、人々の健康生活を支援し、健康寿命の延伸に貢献できる指導的人材を養成することを目的とした研究科である。

2. 選抜者基本方針

健康科学研究科の研究領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意思を持つ入学者の選抜を行うことを基本方針とする。

3. 求める学生像

- ・保健医療などの臨床・実践の場面において健康寿命延伸を目指す人
- ・基礎研究の視点から健康科学領域における問題解決を目指す人
- ・健康科学領域において指導的な役割を担おうとする人
- ・社会人として活躍しながら研究を志す人

4. 入学者選抜方針

- ・内部推薦入試（一期、二期、三期、四期）

本学在学中の成績が優秀で、研究に対する動機・意欲があり、研究方針が明確で協調性があり将来性を有する者。

- ・一般入試（一期、二期、三期、四期）

健康科学ならびに関連する領域についての知識とそれに対する意見を持つ者。さらに、研究に対する動機・意欲があり、研究方針が明確で協調性があり将来性を有する者。

- ・ 社会人選抜入試（一期、二期、三期、四期）

大学学部卒業相当あるいは本研究科が定める職歴・研究歴を有し、健康科学ならびに関連する領域についての知識とそれに対する意見を持つ者。さらに、研究に対する動機・意欲があり、研究方針が明確で協調性があり将来性を有する者。

各学科等のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、入試ガイド、本学Webページに明示している。また、高校教員対象進学説明会、進路ガイダンス・相談会、教職員による高校訪問、愛知県私立大学広報委員会主催大学展、オープンキャンパス等さまざまな機会を活用し、アドミッション・ポリシーの周知に努めている。【資料3-1-1】

オープンキャンパスでは、キャンパスを公開し、各学部学科の教育目標、教育理念やカリキュラムについて動画や映像等を織り交ぜながら紹介するとともに、理解を促している。さらに、高大連携講座、出前授業、進学ガイダンス等、高校生に直接キャンパスの様子や教育内容を説明する機会も積極的に設けている。また、在学生が母校（高等学校）を訪問し、本人の近況報告も兼ねて本学の教育内容を紹介するという試みも適宜実施しており、卒業後の様子について情報を求めている高校から好意的に受けとめられている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜を中心に多様な入学試験を実施している。主となる入学試験の方式は、

1. 学力を中心にした評価方法（一般入試、共通テスト利用方式入試）
2. 主体的な学修意欲・判断力・思考力や大学での学びの専門性の理解度、高校生活における特色ある活動や資格取得、能力などを加味した評価方法（保健医療学部アクティブ入試、保健医療学部推薦入試、経営学部総合型選抜入試、経営学部推薦入試）
3. その他の評価方法（特別奨学生入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試、経営学部3年次編入学入試）

に大別される。【資料3-1-2】

大学院健康科学研究科は、内部入試（一期・二期・三期・四期）、社会人選抜入試（一期・二期・三期・四期）一般入試（一期・二期・三期・四期）、の12種の入学試験方法を実施している。医療福祉に関する専門資格取得者や理学療法士、看護師などの国家資格取得者などが主な対象であるが、社会福祉学、工学、心理学、教育学等の学部を修了した者も受け入れ対象としている。【資料3-1-3】

なお、大学院健康科学研究科は、学校教育法第102条第2項による入学者を受け入れるべく入学者資格を設定しているが、これまで受け入れ実績はない。

主要入試は、学長、副学長、学部長、学科長、入試委員長、入試センター職員等で組織

する試験実施本部により、全学行事として行う。入試の可否判定は、学部長、学科長、入試委員長を含む各学部の入試担当者会議で原案を作成、入試委員会にて審議し承認を得て、各学科教授会で最終的に決定される。ただし、入試日から可否発表日までの期間が短い試験及び小規模な試験に関しては、入試委員会の手承を前提に、入試担当者会議メンバーと本部関係者（学長、副学長、事務局長、渉外部長）で可否判定を行い、教授会の承諾を得る形式を採用している。【資料3-1-4】

入学試験制度は、毎年、入試委員会で見直しを含めた再検討を行っている。通常、各学部・学科で原案を作成し、この原案を入試委員会に諮った後、教授会の審議を経て次年度の入試制度として決定する。出願期間、試験日、可否発表日、入学手続期間等の日程についても、競合する他大学との兼ね合いも考慮しつつ、慎重に決定している。また、入学予定者に対する入学準備教育（入学準備学習）を実施し、大学での学びにスムーズに移行できるよう配慮している。入試問題は、その内容が各学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れとして相応しいものであるか、さらに、問題の難易度や内容が学習指導要領の範囲内であるかなど、本学専任教員が点検を行っている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

保健医療学部は、地域のニーズに応える形で、東三河地区初の医療系4年制大学として開設した。令和8(2026)年度入試の定員充足率は、理学療法学科86.7%、看護学科67.8%、経営学科88.0%であった。令和7(2025)年度と比較すると、理学療法学科では定員充足率が微増したが、看護学科は減、経営学科は微減となり、全学科ともに入学定員を下回った。総定員に対する定員充足率については、理学療法学科79.6%（191人/240人）、看護学科71.4%（257人/360人）、経営学科88.9%（185人/208人）となっている。【共通基礎2】【表3-1-1】

表3-1-1 最近5年間の学部学科別入学者状況

学部 学科	項目	年度				
		2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8
保健医療学部 理学療法学科	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	63	62	48	47	52
	定員充足率	105%	103%	80%	78%	87%
保健医療学部 看護学科	入学定員	90	90	90	90	90
	入学者数	91	70	61	72	61
	定員充足率	102%	78%	68%	80%	67%
経営学部＊ 経営学科	入学定員	50	50	50	50	50
	入学者数	51	45	43	45	44
	定員充足率	102%	90%	86%	90%	88%

＊経営学部経営学科は、別途3年次編入定員4名/年度あり

過去5年間の学部学科別の入学者状況を見ると理学療法学科と看護学科では、東三河地

区初の医療系4年制大学として、地元からの入学生を中心に東三河地区へ多くの医療人を輩出してきたことが評価され、順調に推移していたが、ここ数年徐々に減少傾向が認められる。

大学院健康科学研究科については、令和8(2026)年度入試の定員充足率は33.3%であった。総定員に対する定員充足率については、健康科学研究科33.3% (4人/12人) となっている。

【表3-1-2】

表3-1-2 最近3年間の研究科別入学者状況

研究科	項目	年度		
		2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8
健康科学研究科	入学定員	6	6	6
	入学者数	2	2	2
	定員充足率	33.3%	33.3%	33.3%

エビデンス集（データ編）

【共通基礎2】 年度別学科別志願者数・合格者数・入学者数等

【表3-1-1】 学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

【表3-1-2】 大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）

エビデンス集（資料編）

【資料3-1-1】 2027年度入試ガイド

【資料3-1-2】 2026年度募集要項（大学）

【資料3-1-3】 2026年度募集要項（大学院）

【資料3-1-4】 豊橋創造大学入学試験委員会規程

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、学生の基礎学力向上および主体的学修の支援を目的として、2008 年度から学修支援センターを設置している。これは、学生へのコンピュータ等のサポートとは別の学修支援体制である。2025 年 7 月からは、図書館 1 階に新しく開放的な空間を設置し、学修サポートセンターの場所とした。センターには専任教員、非常勤教員（コンシェルジュ）および学生スタッフを配置し、教務課職員と協働して支援を実施している。

支援内容は、高校での未履修科目に対する学修支援、専門分野に関する基礎学力支援（専門分野で求められる数学、理科、国語に関する基礎学力の向上）、学修相談（基礎科目、専門科目の学修に関する相談、その他履修相談等）、資格取得（TOEIC、IT パスポートなどの資格取得に関する支援）、レポート作成（授業でのレポート作成の支援）に対するサポートである。支援は専任教員および非常勤教員と職員の協働に加えて、上級生の学生スタッフも加わり、学生同士による学修支援を推進している。利用学生からは相談しやすいとの評価を得ている。

直接的な学修支援に加えて、学修サポートセンター内では自修スペースの利用および予約制のグループ学修室の利用も可能で、自主的な学修の促進を図っている。

2025 年度の利用者数（2025 年 9 月～1 月）は延べ 265 名であり、特に初年次学生の利用が多かった(表-1)。

(表-1)

	累計(9 月～1 月)
講座	14
個別指導	14
その他	237
合計	265

また、学生スタッフによる講座も開講した(表-2)。

(表-2)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談室(簿記編)、(データベース実習基礎編) ・レポート・論文の書き方 ・SPI 講座(数学) ・テスト勉強の仕方講座 ・英語検定講座 ・漢字能力検定講座 ・理学療法学科(お悩み相談室) ・心とキャリアの何でも相談室 |
|---|

年度末には、センタースタッフによる運営会議を通じて支援内容の見直しを行った。その結果、各学科長に対して次年度に向けての「春学期指導内容調査」を実施した。

2026 年度より豊橋創造大学(第 46 条の 2)及び短期大学部学則(第 42 条の 2)に基づき、「学修サポートセンター」として新たに設置されたことで、4 月からは学内の全学科から、支援依頼が届いている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

<保健医療学部理学療法学科>

1. TA の活用

学生に対するきめ細かい学修支援を行うために、TA（大学院生）・授業補助員（学部学生）を活用しており、令和 7(2025)年度は春学期 2 科目（TA 2 名）、秋学期 2 科目（TA 2 名）の実績があった。今後も学修支援のため、積極的に活用できるよう学科教員に周知していく必要がある。

2. 国家試験対策講座による学修指導・国家試験の模擬試験の実施

理学療法学科では、理学療法の専門家として臨床において必要な知識の統合を図り、理学療法士の国家試験に合格できる学力を養うために、4年生を対象とした「理学療法総合演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、4月より5月末までの2か月間と9月末より国家試験までの期間において、原則毎日午前中の2コマをグループ学習時間に充当し、担当教員が出欠確認及び学修サポートを行っている。また、10月には外部講師による国家試験対策講座(基礎医学、専門医学)を、11月～12月にかけては理学療法士専任教員による過去の国家試験問題解説を実施している。その達成度の見極めのひとつの方法として、国家試験の模擬試験を定期的に実施している。模擬試験の結果から、卒業研究・演習ゼミの担当教員や助教助手、担任が、個別指導を行っている。令和4(2022)年度からは、過去の模擬試験の結果を踏まえ、本学学生の特徴に応じて重点対策分野を設定し、その分野については、理学療法士専任教員による過去の国家試験問題解説の時間を多くしたり学修効果を見るための確認テストを実施したりするという工夫を行っている。特に基礎科目の知識が定着していない学生は国家試験対策の成果が出にくいという2023年度までの国家試験対策の分析結果をもとに、4年生春学期の国家試験対策模試の結果が悪かった学生を対象に、臨床実習期間中も生理学と解剖学の学修に取り組めるよう学修課題と学修スケジュールの明確化を行った。

さらに、3年生を対象とした「理学療法セミナーⅠ・Ⅱ」において、グループ学習とアクティブラーニングを中心とした演習及び模擬試験により、2年次までの学修内容を整理するとともに、4年生への国家試験対策グループ学習へ円滑に移行できるようにしている。

3. 進路変更などへの支援

休学・転学部・退学などの理由として、学力不足、進路変更、経済的理由、健康上の問題等がある。休学・転学部・退学の相談はクラス担任が受けている。保護者と連絡を取りながら、学生の問題解決を目指している。本人の休学・退学などの意思が固い場合は、学科長へ報告し、その後、学籍異動の手続きに移っている。その際、再度保護者を交えての面談を実施し、進路変更後についての相談に応じている。休学・転学部・退学などの意思表示に対しては、教員と職員が連携して対応に当たっている。

<保健医療学部看護学科>

1. 授業科目等に関する学生の質問・相談への対応

専任教員はオフィスアワーを設け、UNIPAで公開し、その他随時、学生の相談に応じている。また、教員のメールアドレスを学生に公開し、常時、講義内容や学修方法に関する質問などに対応できる体制を整えている。

学年別チューター制度により各チューターが個別に担当学生の学修状況を把握し、成績低迷者や不合格科目が多い学生、欠席の多い学生に可能な限り早期に個別面談を実施して学修を支援している。

2. 聴講制度

進級制をとり、各学年において定められている修得すべき必修科目の単位をすべて修得していないと次の学年に進級できない。看護学科では学生の学修不足、学力不足等の理由により必修科目の単位が修得できず、例年1年生、2年生に数名の留年生がみられる。また、成績低迷者は3・4年次の学修にも影響するため、それらの学生に既修得科目もさらに理解を深めるための聴講を勧めている。

＜経営学部経営学科＞

授業での学生に対する学修支援策として、授業補助員を配置して学生の学修支援を行っている。特にコンピュータ実習を伴う授業では、学生個人の能力差が大きいため、少人数の講義、演習であっても授業補助員を配置している。授業補助員等の配置については、配置が望ましい科目で授業補助員の配置ができています。今後も、授業補助員要員を充足するため、募集告知を強化させ、教員からゼミ学生へ協力を呼びかけるなど、対象学生の質的・量的な確保に努める。

専任教員は、週に3回以上のオフィスアワーを設け UNIPA で公開しており、学生は、講義や学修方法についての質問、相談を科目担当教員に直接することができる。また、教員メールアドレスは公開されており、オフィスアワーに限らず、随時、学生の相談や質問に応じています。また、経営学部では、プロジェクト科目、ゼミ、情報系科目を中心にほぼ全ての科目において Google mail や Classroom による教材配布や課題提出等の利用により、対面指導と併せてよりきめ細かな課題管理やフィードバック等がされるようになった。今後も、実施方法等を改善しつつ学修支援体制を確立していく。

学生の学習への個別支援では、各学年各学期の入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミの担当教員と各学年の学年主任が教務委員会及び職員と連携を取りながら行っているが、今後も連携しながら学習指導を行っていく。

学修サポートセンターについては、利用率や対応科目等を含め教育支援サポート業務内容について見直しや改善を検討し、2025 年度より学生スタッフも含め全学として活動している。

＜大学院健康科学研究科＞

TAについては「豊橋創造大学「ティーチング・アシスタント」に関する規程」及び「豊橋創造大学「ティーチング・アシスタント」に関する細則」に従い大学院生個々の状況に合わせて授業支援・学修支援を行っている。

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法学科では、「専門基礎分野」に設定されている「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」における各科目を通して理学療法士の活躍する領域と役割について学修する。その上で、「専門分野」では「運動器系理学療法学科」や「内科系理学療法学科」「予防理学療法学科」などの科目において、各領域・各施設における理学療法士の業務について具体的に学ぶことができる。また、「理学療法教育管理学」では各領域の理学療法教育・業務管理と併せて、

自身のキャリアを考える回を設け、キャリアプランの計画を経験させている。

2年から4年にかけて行われる「臨床実習」では、「理学療法臨床見学実習」「臨床検査測定実習」「臨床評価実習」「臨床総合実習」「臨床専門実習」を通して、各施設における臨床理学療法業務を学び、学生自身のキャリアプラン形成を図っている。

また就職ガイダンスは、3年次春休み期間中の3月、4年次臨床実習期間中の7月と9月に学内就職説明会を開催している。各回とも、「理学療法臨床実習」において各施設での臨床実習を行った経験を活かして各学生が自身のキャリアを考えることができるよう設定されている。各開催の目的として、3年次3月については「公立病院」「回復期病院」「小児施設」等施設紹介に加えて、それぞれの病院機能の説明の機会を設け、業界研究を行えるように支援をしている。4年次7月は、4年生の就職支援活動に加え、3年生の希望者の参加を促し早期から就職施設を知る機会の創出に努めた。9月は4年生の未内定者向けに行い、新たに始めた適性検査や公務員講座の受講推奨、小論文指導、面接対策講座、先輩の就職体験報告会など例年実施している活動は継続して行った。個々の学生の就職支援については、キャリアセンター、就職委員、4年担任らが連携し行った。これらにより2025年度就職決定率は100%となった。

<保健医療学部看護学科>

キャリア教育として、1年次の春セメ科目「基礎ゼミナールⅡ」で、キャリアデザインについての講義と演習が組まれている。また、各看護の専門科目の中にも、キャリアデザインが考えられるような内容が含まれ、4年次の秋セメ科目「看護管理」では、看護職のキャリアマネジメントについて考える授業が展開されている。今後は、各科目のキャリアデザインの内容を共有化し、系統的に学べる体制を作る必要がある。

<経営学部経営学科>

経営学部では、キャリア形成科目（キャリア形成 1,2、国語表現法）、プロジェクト科目（プロジェクトマネジメント、プロジェクト実習 1,2）、職業研究（2017年度入学者より正規授業の職業研究講座内でメンタルタフネス講座と統合して実施）及び自己理解促進模擬面接講座（課外授業）において社会人基礎力養成を行っている。科目内で定期的に社会人基礎力を測定するとともに、GPS-Academic（2022年度までは社会人基礎力測定 PROG）を入学直後と2、3学年末に実施し効果測定を行っている。

特にプロジェクト科目はPBL（プロジェクト学習）を採用し、学生のやる気を引きだし、行動を促し、社会で武器となる問題解決能力を養っている。PBL科目では、少人数の学生がプロジェクトチーム（2025年度は6プロジェクト）を結成し、経営やビジネスに関する企画を立案し、教員・企業・自治体などの協力も取り付けながら実際にプロジェクトを遂行する。この過程で学生は、経営・会計・ICTの知識を活用し、問題解決能力を身につける。同時に、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力、リーダーシップや協調性などを養っている。

キャリア形成科目、プロジェクト科目、職業研究等の正規科目と自己理解促進模擬面接講座（課外授業）、キャリアセンターが実施する2,3年生の就職ガイダンスとも連携することにより、教育課程のキャリア教育を効果的に実施している。

<大学院健康科学研究科>

大学院健康科学研究科については、大学院生の多くが有職者であることから、特に教育

課程内でのキャリア教育の授業を設定していない。一方で、外部の研究者や大学院生とのネットワークを充実させる機会を作るために、学術集会での発表を奨励する制度（研究奨励制度）や外来講師を招いた健康科学セミナーを定期的で開催している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

<組織>

本学園の建学の精神についての解説では「実用的な知識・技能を修得し、実践する過程を通して人間性を高める」と謳い、学則では「専門的職能教育」を目的に掲げている。本学では学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育には、学科ごとに取り組みの方針があり、講義と連動している。その「キャリア教育」とともに、学生が専門性を生かして教職員と二人三脚で質を高められるよう、学生一人ひとりと丁寧に向き合い、きめ細やかな「キャリア支援」に取り組んでいる。【資料3-3-2】

大学生の進路選択・決定は、自身の適性、志向、専攻分野の専門性を理解した上でなされることが好ましい。そのため、学部・学科ごとにキャリア形成に関する講義や講演を通して、学生が自らの進路やキャリアデザインについて考える場を提供している。一方、具体的な進路決定の段階で必要となる就職支援は、キャリアセンター職員で対応している。これらを連携させて学生支援を展開できるように、教員とキャリアセンター職員をメンバーとする就職委員会を組織している。経営学部と保健医療学部とでは、就職・進路決定の過程に大きな差異があるため、それぞれ学科別分科会で具体的な事業を計画・実施している。なお、各分科会は原則毎月1回定例開催している。

学生の就職を考える上で重要な啓発的経験として、保健医療学部では各学科共、カリキュラムの中で臨地実習を行っている。一方、経営学部では就職委員会とインターンシップ委員会が合同で一体的な運営を行い、インターンシップを「就業体験を通じて働くことのイメージを掴むためのキャリア教育」「学びの往還（大学における学びの意義を再考して自身の専門性を高める機会）」の一つとして位置付け、専門教育と就業の現場とを結ぶ「個別最適な学びと協働的な学びの往還」の場としている。

<学生の就職活動支援>

教員による個別指導を、理学療法学科ではクラス担当教員が、看護学科の場合はチューター教員が、経営学部では専門ゼミナール教員がそれぞれ就職委員と連携を取りながら行っている。また就職ガイダンス、求人票の発送・受付、求人斡旋、就職相談などの就職活動に対する具体的な支援業務を、一括してキャリアセンターが行っている。

キャリアセンター職員が取り組む業務指導内容は、次のとおりである。

- ・就職に関する情報収集、企業・病院施設等のニーズ調査
- ・学生に対する情報提供
- ・全学生を対象とする就職支援プログラムの企画と実施（就職ガイダンス、学内合同就職説明会、資格取得講座の開催及び資格奨励金制度の運営、公務員試験支援センターとの連携による学生の支援）
- ・学生への個別対応（エントリーシートや履歴書、論作文の添削、模擬面接、キャリアカウンセリング）
- ・就職活動実態調査及び就職離職調査

＜社会的・職業的自立に関する就職支援の展開＞

理学療法学科では、キャリアセンターと協働で就職ガイダンスの時期、内容の見直しをはかり、入学時から継続した就職支援活動を実施した。2025年度(令和7年度)は入学時から自己理解を深めるため、1年次の適性検査を新たに追加した。学内就職説明会は、例年実施している7月と9月の2回に加え、3年次3月に、病院施設ごとの特徴がより明確になるような分野別説明会を開催した。これにより、就職活動の早期化への対応をはかった。適性検査や公務員講座の受講推奨、小論文指導、面接対策講座、先輩の就職体験報告会など例年実施している活動は継続して行った。個々の学生の就職支援については、キャリアセンター、就職委員、4年次担任らが連携して行った。

看護学科では、2025年度(令和7年度)は全体の約70%が4月に採用試験を受験した。3月中に受験した学生も5.5%に上るなど、就職試験のさらなる早期化が顕著となった。全体で第一希望が不採用だった学生は19%であり、例年どおりであった。内定が取れない学生の傾向として、自己の看護観と受験する病院の機能が合っていない、就職試験に向けての準備不十分などが考えられた。そのため、2025年度は、特に低学年のガイダンス内容・時期の見直しを行い、キャリア形成を目的としたガイダンスを計画した。具体的には、1年次の適性検査の実施・結果を踏まえた行動の見直し、社会的スキルを学生時から身に付けることを目的としたビジネスマナー講座を基礎ゼミナールとコラボし実施した。なお、就職支援は、看護学科就職委員、チューター教員、キャリアセンター職員らが連携をはかり、個々の学生に対して支援を行った。

経営学科では、学生の進路選択が多岐にわたるため、進路の決定には学生自身の興味、能力、適性、価値観の醸成が必要であるとの認識に立ち、1年次よりキャリア関連科目を展開している。それらのキャリア教育と連携しながら、就職ガイダンス・個別面談を中心にキャリア支援を展開している。2025年度(令和7年度)は、就職活動の早期化を考慮し、3年次学生に対して学内合同企業セミナー（企業説明会）などの開催時期を前倒し、6月、11月に業界研究セミナーを、2月に学内合同企業説明会を実施した（会場は全て学外）。また、面接試験対策講座（実践編）および面接試験対策講座（準備編）を従前の12月から10月に前倒しして実施した。2年次学生に対しては、春学期に1回、秋学期に2回のガイダンスを実施した。さらに、1年次については秋学期ガイダンス時に就職ガイダンスを実施し、その後のキャリア教育科目への誘導に取り組んだ。これらとは別に、各学年で学生との個別面談を実施した（1・2年次：年1回、3年次：年2・3回、4年次：適宜）。

キャリアセンターでは、全学部学科の学生を対象に就職ガイダンスを通して適性テスト、SPI模擬テスト、自己分析・自己PR講座、論作文対策テストなど学生の自己理解や自立心、就職基礎能力育成につながるような取り組みを行っている。さらに、具体的な就職活動支援の場面においては、細かい相談・指導を実施している。また、個人面談、模擬面接練習、就職ガイダンス、会社説明会等のオンライン化に対応できるよう構築した環境を活用して、状況に合わせた支援に継続して取り組んでいる。【表3-4】

さらに、昼休みの時間を活用して学年を問わずに参加できる就職セミナーをミーティングコーナーや学生ホールにて開催し、地元企業の紹介や業界・職種の紹介を通して低学年次からの就業意識の育成に努めた。2025年度(令和7年度)は通年で20回開催し、計16社に参加いただいた。

大学院健康科学研究科については、院生の多くが有資格者や有職者であることから、修学中の進学や就職支援の対象となった学生はごく少数である。そのため、具体的な支援について今年度は行っていない。なお、他大学院博士課程への進学ならびに就職支援には、主に研究科専任教員の持つネットワークを活用している。

以上のように、学部・学科の教育課程を通じて行われる「キャリア教育」と学生の就職・資格取得をサポートする「キャリア支援」の両者の連携をはかり、学生の社会的・職業的自立に取り組む体制が構築・運用されている。

こうした取り組みの結果、卒業者全体に対する就職希望率は94.8%（2026年(令和8年)4月1日全国平均：75.6%）、就職希望者に対する就職決定率は99.4%（2026年(令和8年)4月1日全国平均：98.0%）と高い数字となっており、学生の職業的自立を目指した大学として実績を上げている。【表3-5】【表3-6】

以上のことから、大学全体で組織的に学生の社会的・職業的自立に関する指導のためのキャリア支援体制が整備され、適切に運営されていると評価できる。

エビデンス集（データ編）

- 【表3-4】 就職相談室等の状況
- 【表3-5】 就職の状況（過去3年間）
- 【表3-6】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）

エビデンス集（資料編）

- 【資料3-3-2】 大学情報「キャリアセンター」
https://www.sozo.ac.jp/career_center/

3-4. 学生サービス

3-4-①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、厚生補導（学生サービス活動）の大半について、学生委員会とその事務を取り扱う教学部学生課が対応している。学生委員会は、学生生活に関わる「学生会」「学生プロジェクト」「キャンパスアメニティ」「奨学金」「留学生」「通学」「健康・相談センター」の7項目に関して小委員会が組織され、各学科より選任された学生委員会メンバーの中から担当者が割り当てられている。各小委員会のリーダーは、当該年度の事業計画に沿って小委員会のメンバー及び学生課職員とともに問題の発見や見直し、また問題の解決にあたっている。また、年度末には次年度の事業計画策定に着手し、実施に向けた準備を行っている。

教学部学生課は、課長1人・課員3人で構成され、事務業務を行いつつ、学生対応の一次窓口としての機能を果たしている。

1. 学生に対する経済的支援

日本学生支援機構等の外部奨学金を含め、以下のような本学独自の奨学生制度を設けることで、学生の経済的支援を行っている。【表3-7】

- ・学校法人藤ノ花学園奨学生制度
- ・スカラシップ奨学生制度
- ・豊橋創造大学外国人留学生授業料減免制度

「学校法人藤ノ花学園奨学生制度」は、前年度の学業成績が所属する学科の各学年概ね上位5%以内の者から特に優秀な学生に対し、2年次以降に半期分の授業料相当額を奨学金として給付（減免）するものである。

「スカラシップ奨学生制度」は、スカラシップ100奨学生（学納金全額減免）、スカラシップ50奨学生（学納金半額減免）、スカラシップ25奨学生プラス（学納金1/4および入学金減免）、スカラシップ25奨学生（学納金1/4減免）として入学した学生に対し、毎年の審査により2年次以降継続が認められた学生に給付（減免）される制度である。なお、その継続基準は前年度の学業成績（GPA数値）で定めている。

「豊橋創造大学外国人留学生授業料減免制度」は、本学の学部及び大学院の正規課程（研究生及び聴講生は除く）に在籍し、経済的理由により授業料の納入が困難であり、学業優秀と認められる私費外国人留学生に対して授業料減免を行うものである。

今後も、日本学生支援機構等の外部（従来の貸与型及び令和2(2020)年度から導入された高等教育の修学支援新制度給付型）奨学金制度および令和6(2024)年度からスタートした多子世帯支援制度、本学独自の奨学金制度を連携させながら、学生の支援を積極的に行っていきたい。

また、看護学科では学科の特性に鑑み、必要に応じて外部の各種奨学制度を個別に紹介している。

2. アルバイトの紹介

学生が行うアルバイトについては、制限職種等（アルバイト時間帯が午後10時を越える業務、自動車等の運転や乳幼児の世話など事故の危険性が高い業務、風俗営業など学生がアルバイトすることがふさわしくないと判断される業務など）を設け、ガイダンス等で学生に周知している。

また、現在、多くの学生がネット上にある「アルバイト紹介システム」をスマホ等で検索しアルバイトに従事している状況に鑑み、ガイダンス等で不適切就労の回避を呼び掛けている。併せて、民間企業が運営している「バイトネット」に加盟し、優良なアルバイト情報を提供している。

3. 課外活動への支援

本学には、学生の自主的意志に基づき学生生活の充実向上を図ることを目的として、全学生で組織された「合同学生会」がある。合同学生会には学生総会、執行委員会、代議員会、サークル連絡会、選挙管理委員会、大学祭（創造祭）実行委員会、卒業記念品事業実行委員会の各機関が置かれており、主に執行委員会が中心となって活動を行っている。学生会活動の主な行事には、新入生歓迎会、サークル勧誘会、スポレク大会、大学祭（創造祭）などがある。このほか、献血活動や豊橋市の主催する行事にも積極的に参加している。

令和7(2025)年度の登録サークルは17団体あり、スポーツ系は8団体、文化系は9団体で

ある。特に、令和7(2025)年度強化指定クラブである日本拳法部、女子バスケットボール部は各種大会に参加し成果を収めている。なお、各サークルの顧問は専任教職員が担当し、指導・助言を行っている。また、合同学生会執行委員会のサークル担当がサークル連絡会を開催し、各サークルの活動状況により配当する予算やサークル室14部屋の配分などを行っている。【表3-8】

学生会の活動資金は全学生から毎学期に学生会費として徴収し、主に創造祭の実施、学生のサークル活動及び新入生歓迎会、スポレク大会への支援、卒業記念事業などに使われている。

本学では、これらの活動に対し以下の体制で指導・助言を行っている。

- ・学生会活動：学生委員会の中に学生会小委員会を定め、学生会の指導・助言並びに支援を行っている。会計執行にあつては、学生課長の監査を受ける。また、学生課職員が必要に応じて指導・助言を行っている。
- ・サークル活動：専任教職員が部長・顧問となる。合同学生会の執行委員（学生）により活動が統括されている。
- ・授業等における課外活動：学科全体に関わる活動は、学科に所属する教員が指導を行っている。講義に関わる課外活動は、授業担当教員が指導を行っている。

4. 健康相談・心的支援・生活相談等

本学では、学校保健安全法第5条に基づいて、毎年1回全学生を対象に健康診断を実施し、受診者には結果を個別に通知しており、検査所見で指摘のあった学生に対しては病院等で再検査を行うよう勧めている。実施時期は在学生対象が年度末（2月）、新入生対象が年度初め（4月）である。検査項目は「身長測定」「体重測定」「視力検査」「尿検査（蛋白・糖・潜血）」「血圧測定」「聴力検査」「胸部X線（直接撮影）検査」「学校医による内科検診（聴診等）」の8項目である。

本学の健康・相談センターでは、保健師や養護教諭の資格を持つ職員が対応し、講義や課外活動中のケガ、病気の応急処置だけでなく、精神的な不調等を含め不登校や長期欠席に関する悩みの相談にも対応している。健康・相談センターの利用可能時間は9:00～17:00となっており、利用者数は、令和元(2019)年度146名、令和2(2020)年度35名、令和3(2021)年度70名、令和4(2022)年度102名、令和5(2023)年度106名、令和6(2024)年度159名、令和7(2025)年度172名と推移している。

D棟4階には学生相談室が設置され、平成22(2010)年11月より臨床心理士の資格を持つカウンセラーがカウンセリングを実施している。令和7(2025)年度は、週1回（隔週で月・金）11時～16時半の開室となっている。利用の際には事前に健康・相談センター、学生課又はメールにて予約を行い、学生本人のみならず保護者も1人約30分～1時間のカウンセリングを受けることが可能である。学生相談室の利用者数は、令和元(2019)年度54名、令和2(2020)年度35名、令和3(2021)年度27名、令和4(2022)年度47名、令和5(2023)年度80名、令和6(2024)年度44名、令和7(2025)年度38名と推移している。【表3-9】

ハラスメント防止については、平成25(2013)年度にハラスメント関係の規程等の見直しや改正をおこない、令和2(2020)年度には目標を「ハラスメントのない大学を目指して」に修正し、ガイダンス項目に追加した。また、毎年度全教職員を対象としたハラスメント防止研修会及びハラスメント相談員を対象としたハラスメント相談担当者研修会により啓発

を行っている。併せて、令和4(2022)年度10月より、ハラスメントへの対応として学内相談窓口に加えて学外相談窓口を設置している。

障がいのある学生の支援については、平成29(2017)年度に「障害学生支援に関する基本方針」「障害学生支援規程」「障害学生支援委員会規程」を定め、全学的な支援体制を整えた。障がい者に対応するための施設（バリアフリー化）は、ほぼ整備されている。車椅子を利用する学生については、同学生が受講する授業の教室の設定や専用席の確保などに配慮している。聴覚に障がいを持つ学生については、ノートテイク派遣制度に基づき学習支援を行っている。ノートテイクの配置については、コーディネーターを教務課が担当し、当該学生からの希望する授業について、原則として2名を配置するよう努めている。なお、障がいのある学生からの相談、支援申請の窓口は、入学前については入試センター事務室とし、入学後は教学部としている。

本学では全学年を通じて担任制（理学療法学科）・チューター制（看護学科）・ゼミ担任制（経営学部）をとっており、学生は悩み事や相談事の内容に応じて、担任、学生課職員、健康・相談センター職員、カウンセラー（臨床心理士）の何れかに相談が可能であり、必要に応じて学内で連携を図る等することで適切な対応ができる体制を整えている。

学生課に寄せられる生活相談の内容は、「家計急変による緊急奨学金貸与の相談」が多く、この対応として日本学生支援機構奨学金の緊急採用や、国民生活金融公庫による教育ローンを紹介している。また学費については、本学が独自に行っている学納金延納制度や授業料減免制度の説明を行っている。

下宿相談への対応としては、新入生や在学生の下宿希望者の便宜を図るため、地元優良不動産業者と連携し独自に「CAMPUS LIFE GUIDE」を作成し、配布している。また、令和6(2024)年度に開業した大学生協でも下宿先の紹介業務を行っている。本学では、良好な環境の下宿を確保することは学生の修学環境を維持するために重要であると考えており、地元優良不動産業者との連絡を密にし、学生が不利益を被ることのないよう努めている。

外国人留学生に対する相談に関しては、学生委員会の留学生小委員会、ゼミ担当、学生課が一体となって行っており、日々の学生生活から在留関係、生活相談まで対応し、幅広く可能な限りの助言・指導を行っている。また、出入国にかかる事務については学生課が行っている。なお、入学試験の出願条件において「日本留学試験で日本語科目200点以上」又は「日本語能力試験でN2（2級）以上」と定めているため、日常的なコミュニケーションをとることには支障がない。平成16(2004)年度から原則毎月初めに全留学生を集める定例会を開催し、その中で在籍確認を行っている。この在籍確認は法務省入国管理局から協力依頼があったことに基づいて行っている。

本学における社会人、編入、転入学生数は数的に限られているが、担当教員及び事務局職員が連携し、必要に応じて支援を行っている。

5. 交通安全・防犯対策・薬物乱用防止対策等

本学は教育環境として恵まれた閑静な豊橋市郊外に位置しているが、市街地から離れていることで、主要な通学方法は自家用車が最も多く、次いで、自転車、バス、オートバイと多岐にわたっている。公共のバス通学以外は、学生自身が乗物を運転するため事故に遭う機会も稀に起きている。

令和元(2019)年度より本学では交通安全や、酒・タバコ・薬物の危険性、クレジットカ

ードやその他の契約に関する知識を提供するために、新入生全てを対象にガイダンスの機会を利用して薬物乱用防止講話、交通安全講話や消費者生活講座を実施している。令和7(2024)年度は、薬物乱用防止に関しては豊橋市保健所、交通安全については豊橋市生活安全課、消費者生活講座は東三河広域連合から派遣された講師による講話を実施した。

本学では平成23(2011)年4月より大学敷地内が全面禁煙となった（特定屋外喫煙場所を除く）が、受動喫煙に対する苦情が度々学生より寄せられたことから、令和4(2022)年3月末日をもって特定屋外喫煙場所を撤去した。これを受けて、学生委員会・学生課では大学敷地内や周辺道路での喫煙の防止や環境美化を目的に、学生に直接指導を行う巡回指導を適宜実施している。

6. 学生プロジェクト活動支援

本学は創造性豊かな人材の育成を目標としており、その方策の一つとして平成21(2009)年度より毎年「創造性を育む学生プロジェクト」を募集し、主に資金面でのバックアップを図っている（令和2(2020)年度はCOVID-19のため中止）。なお、令和7(2025)年度の支援予算は合計30万円である。募集プロジェクトでは具体的なテーマを「地域貢献プロジェクト」、「課題解決プロジェクト」、「その他独自性・創造性に富むプロジェクト全般」としており、令和5(2023)年度は3チーム、令和6(2024)年度は5チーム、令和7(2025)年度は4チームを採択した。

7. 学生表彰制度

本学では、平成19(2007)年度より学生表彰制度を設けている。表彰は、本学の学生として、学業、課外活動、社会活動等において特に顕著な業績を挙げ、他の学生の範となり、本学の名誉を高めた者について行うものとしている。

8. 大学生協の設立

本学では、食堂及び購買の運営については別々の業者に業務委託していたが、毎年実施している「学生生活満足度調査」の自由記述欄に、食堂でのメニュー数の乏しさや購買での品揃えの悪さに対する不満の声が毎年のように寄せられていた。この状況を打開するため、本学の学生及び教職員にとって必要不可欠な施設としての食堂・購買を持続可能な運営方法に改善すること、また、組合員である学生及び教職員が主体的に運営に参加し、大学生活を文化的かつ経済的に改善することで生活環境を向上させ、学修や研究活動をより充実させることを目的として、生協設立の意思決定がなされた。その後、生協設立準備会及び生協設立発起人会を立ち上げ、令和5(2023)年10月に開催された創立総会で大学生協の設立が正式に決まった。

令和6(2024)年4月の大学生協開業により、学生及び教職員が大学の福利厚生について主体的に考える場が生まれ、大学生活の活性化に繋がること、また、在学する学生や入学を志す高校生にとって魅力ある大学としてのブランド力が高まることが期待される。令和6(2024)年度の生協利用者数（のべ数）は購買44,604人、食堂21,509人であり、令和7(2025)年度は購買42,344人、食堂23,970人である。

エビデンス集（データ編）

【表3-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表3-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表3-9】 学生相談室、保健室等の状況

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地は、大学・短期大学部が同じ敷地内に併設されており、総面積で61,945.88m²となっている。短期大学部との共用とはいえ、大学設置基準上必要な面積8,200m²、短期大学設置基準上必要な面積3,400m²の合計数値11,600m²を大きく上回っており、大学設置基準を十分に満たしている。また校舎面積は、大学専用10,361.41m²、短期大学部との共用9,184.04m²、短期大学部専用4,169.89m²、合計で23,715.34m²となっている。この面積は大学設置基準上必要な面積11,767.00m²、短期大学設置基準上必要な面積3,650m²の合計数値15,417.00m²を上回っており、大学専用面積だけでも大学設置基準を十分に満たしている。その他、校舎以外の建築物としてアリーナ、クラブハウス等があり、その面積2,980.38m²を含めると、建築物の延べ面積は26,695.72m²となる。このほかに構築物として、立体駐車場がある。

体育施設については、室内スポーツに対応するアリーナのほか、グラウンド2面、テニスコート2面を整備し、授業及び課外活動等に使用している。

学内には、学生、教職員の休息や交流の場となるカフェテリア（学生食堂）、ミーティングコーナー、学生ホール、カフェを設置しているほか、令和7（2025）年7月には、図書・情報センター内のラーニングコモンズのスペースを活用して学修支援センターを開設し、学生や社会のニーズに合わせた学修支援環境と学生生活を充実させる環境を整備した。

教室については短期大学部との共用も含め、大講義室2、その他講義室21、実習室21、演習室36、情報処理施設4、語学学習施設1が確保されている。これらの各教室にはPCやプロジェクタ等が備えられており、学修内容、利用目的に応じて活用されている。また、上記実習室のうち、理学療法学科では6教室、看護学科では5教室がそれぞれの教育目的を達成するために設けられており、各教室に必要な実習用設備、備品等が備えられている。

理学療法学科及び看護学科は、国家試験に向けて自習できる場所の確保が必要なことから、普通教室やラウンジ等を転用し専用の学習室を設け、授業の空き時間等を活用して自主的に勉学できる環境を整えている。また保健医療学部教員の研究室前には、全てゼミコーナーを設置し、各教員との密接なゼミ活動や学修支援の場が確保されている。経営学部では、学生のプロジェクト学習やグループ学習等比較的少人数で活動するための専用の部屋も設置し、自主的な学習を促す教育環境の整備に努めている。

本学のICT環境については、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部共同利用電子計算機ネットワークシステム利用規程」に基づき、ネットワーク管理委員会及びシステム管理

室が中心となって、学内ネットワークの構築や無線LAN設備の導入等、利用環境の向上に努めるとともに、学内の要望を取りまとめ、適切なシステムを更新、ソフトウェアの導入を行っている。学生が利用する端末については、令和3（2021）年度末に教室用・自習スペース等のパソコンを全面更新し、最新のハードウェア・OS・ソフトウェア環境を整備した。情報通信機器については、令和4（2022）年にセキュリティ強化を目的として関連機器の更新を行ったほか、令和5（2023）年度末には学内基幹サーバシステム及び図書館システムの更新を行った。

学生が利用可能な学内のパソコンは、教室用が4室152台、スタディールームなど4室60台、図書館33台、公務員試験支援室4台、キャリアセンター6台となっている。学生は入学時に割り当てられたユーザーIDとパスワード（ネットワークアカウント）を用いることで、学生のパソコンにサインインして利用することが可能となっており、それぞれ閉館時間まで利用が可能である。また、入学時に付与される個人のメールアドレスは、課題提出や就職活動にも活用されている。

学内サーバには学生が使用できる共有フォルダを設置するとともにインターネット経由で利用できる学習システム（Google Classroom）を活用することで、学内および学外（自宅等）から予習・復習のための講義資料閲覧や課題提出を可能としている。このほか、パソコンやスマートフォン等から、休講情報・教室変更情報等学生向け情報の確認ができるUNIPAスマホアプリを導入している。

学内施設には学内LAN及び無線LANを敷設し、ほぼ全学どこからでもインターネットや学内ネットワークに接続できる状況となっている。個人の持ち込み端末（ノートPCやスマートフォン等）は申請を通じて無線LANに接続することが可能であり、いつでも自由にインターネットを利用することができる。令和5(2023)年には、利用者の声を参考に無線アクセスポイントの増設を行い、通信環境の改善・充実化を図った。

学内情報通信基盤の維持管理やユーザーサポートにあたっては、委託業者およびICTサポートセンターに常駐する専門職員1名により臨機応変な対応を図っており、施設・設備の利便性の向上に努めている。

教員にはすべて研究室を割り当て、良好な教育研究環境を整えている。

3-5-② 図書館の有効活用

附属図書館は、「豊橋創造大学附属図書館規程」、「豊橋創造大学附属図書館利用規程」等により管理・運営され、本学の教育研究活動や学生の学修活動を支援するために必要な図書、学術雑誌等の学術情報資源を収集、整備し、蔵書冊数は短期大学部との共用も含め147,777冊である。このほか、外部機関が作成しオンラインで閲覧可能な有料データベース12種を契約しており、電子ジャーナルは、24,000タイトル以上の情報が入手可能である。

閲覧用の座席数は159席設置するほか、アクティブラーニングゾーン、特別講義室、書庫等を設置している。また、自習用パソコンコーナー（31席）や個人閲覧室など、利用者の様々な利用目的に応じた学習・研究スペースを設けている。開館時間は、平日8:30~20:00、土曜日8:45~17:00で、年間利用実績は、令和7（2025）年度のべ40,494人となっている。

図書館職員は図書館利用を促進するため、教員の協力を得ながら、各学科に合わせた新入生対象の図書館ガイドツアーを実施するほか、カリキュラムの進度に応じたデータベー

スのガイダンスを行っている。全学横断で実施される新入生向けキャンパスライフスタートデイ（通称：キャンスタ）では図書館内のスタンプラリーがコースに入っており、新入生全員が参加している。学園祭においても全館で複数の各種イベントを企画するなど、学内における図書館の認知度の向上及び有効活用の促進に向けて活動を展開している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学校舎は全て昭和56(1981)年改正の新耐震基準で建設されたものであるため、耐震化率は100%である。新耐震基準には適合しているものの、その後の状況変化等に対応するため、平成25(2013)年度から順次、アリーナの天井やエレベーターの地震防災対策等の改修工事を実施している。

学内は、校舎内外のほぼ全域にわたりスロープ設置のほか、各棟にエレベーターや障害者用トイレを設置するなど、バリアフリー化が図られている。

令和4（2022）年度は学生の利便性の向上のため、B棟及びC棟トイレの洋式化工事を実施した。その他、体育・文化ホール1Fのカフェテリア、ミーティングコーナー、女子トイレに隣接する女子更衣室をパウダールームに用途替えする等の大規模な施設改修を実施し、学生の集える場所の確保と女子学生への満足度の向上に努めた。さらに、パウダールームには授乳コーナー、C棟1Fの多目的トイレには子ども用トイレやオムツ交換台を設置するなど、多様化する利用者に配慮した設計を施した。これら施設改修にあたっては、計画当初から学生に聴取し、学生の意見を組み入れた改修計画とした。

全般的な施設設備の維持管理・運営は総務部庶務課内に労務職員を1人配置するとともに、令和5（2023）年度から定期的に施設点検調査を行うため建築設計業者と委託契約を締結し、不備不調等の発見に努め、修繕等の対応が必要な場合には、専門業者と協議し対応することとしている。また、夜間警備員2人を交代で配置し、学内の施錠など防犯対策に加え、建物内外の施設巡回点検にも努めている。

【基準3の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、独自の高大連携、きめ細かな学修支援を進めている。入試センターを中心に「東三河・浜松地区高大連携協議会」との連携強化や教科教員研修会の誘致、2023年度からの大学リブランディングに伴うWebサイト刷新を戦略的に実行し、地域連携と大学の認知度向上に努めている。

また、2025年7月に図書・情報センター（附属図書館）1階へ「学修サポートセンター」を移転・新設し、専任・非常勤教員（コンシェルジュ）と教務課職員の協働に学生スタッフを交えた支援体制を構築し、開放的な自修・グループ学修環境を整備した。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6（2024）年度から3年連続して全学科において入学者数が入学定員を下回る事態となっている。令和8（2026）年度入試における定員充足率は、理学療学科86.7%、看護学科67.8%、経営学科88.0%と厳しい状況にあり、特に看護学科の減少傾向および総定員充足率の低下が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

定員割れの現状を打破するため、令和 7（2025）年度に学長を委員長とし、副学長、学部長、各学科長で構成する「新入学生確保特別委員会」を学内に設置した。全学科においてオープンキャンパスを中心に「職業観を育成する講座」を開催し、これと連動した育成型入試の導入を進めるなど選ばれる大学としての魅力発信に努めた。高等学校への出前講座（出張講義）への積極的参加、計画的な高校訪問、業者企画の模擬授業への参画を強化し、本学の教育特性を直接アピールして志願者層を開拓する。

また、SNS 等のデジタルメディアを活用した情報発信の充実を計画し、受験生・高校教員を含むステークホルダーへの認知向上に努める。適正かつ厳格な入試運営を維持しながらも、競合校の動向や日程を慎重に分析し、高大接続を意識した適切な入試方法への見直しを毎年入試委員会にて実行する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

<保健医療学部理学療法学科>

理学療法学科では、医療人として必要な倫理観と教養、基礎的知識を持ち、理学療法士としての専門的な知識と技術を臨床において実践できる理学療法士の養成（国家資格の取得）を目標として、ディプロマ・ポリシーを策定した。ディプロマ・ポリシーは、大学 Web ページにて公開するとともに、履修案内にて学生に周知している。

<保健医療学部看護学科>

看護基礎教育の現場では、高齢化の進行に伴い、成人および老年看護学の実習対象者の重複、少子化による小児および母性看護学実習の実習施設確保困難などの現状がある。その背景をふまえ「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」および「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」が一部改正され、第5次となるカリキュラム改正が行われた。学科のディプロマ・ポリシーの検討を学科教員全員で行い、共通理解の上、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを検討した。新たなディプロマ・ポリシーに基づいて、教育課程を編成し2022年度入学生から新カリキュラムを運用している。さらに、カリキュラムの評価より、ディプロマ・ポリシーの再検討、カリキュラムの改定に取り組み、2026年度から改定されたカリキュラムが運営されている。ディプロマ・ポリシーは、大学Webページにて公開し、学生には履修案内にて周知している。

＜経営学部経営学科＞

経営学科では2013年度末に学科の教育目標に基づくディプロマ・ポリシーを策定（2025年度新カリキュラムに合わせて一部改訂）しており、カリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップを用いてカリキュラム・ポリシーとの一貫性・整合性を確認するとともに、本学Webページをはじめ、履修案内等に明示している。

＜大学院健康科学研究科＞

本学の建学の精神と教育目標・教育目的に基づく大学院のディプロマ・ポリシーの下、平成28(2016)年に健康科学研究科のディプロマ・ポリシーは改訂され、平成29(2017)年度入学生より下記のように策定され、これを公開（Webページ上など）し周知を図っている。

健康科学研究科ディプロマ・ポリシー

1. 健康増進に係る健康科学分野の基本概念と研究領域に必要な知識を修得している
2. 社会的な動向に関心を持ち、関連する領域の知見を統合して、独創的で新しい視点を提起できる。
3. 研究領域に関連する知見を尊重する姿勢と新たな課題を探究する意欲を持ち、研究領域に関連する知識に関心を持っている。
4. 人々の健康に携わる一員としての自覚を持ち、健康寿命の延伸に貢献しようとする態度を身につけている。
5. 自らが設定した研究課題を、適切な方策を用いて追究し、得られた知見を論理的に表現できる。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

＜保健医療学部理学療法学科＞

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準などについて、履修案内に記載するとともに学期ガイダンスにおいて説明し、学生に周知している。

単位の認定については、「学則第9条、第10条、第11条、第12条、第13条」及び「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則」「豊橋創造大学単位認定に関する規程」「豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領」に定めている。進級については、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」に、卒業認定基準は、「学則第30条」に則り適切に判定を行っている。

学生が理学療法学科入学前に他大学、短期大学等で修得した単位については、「学則第13条、第28条」及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」にのっとり入学年の4月当初に認定申請がなされた科目につき、教務委員会で協議のうえ原案を作成し、教授会で審議し、学長が当該単位の認定を行っている。

進級については、学年末に進級判定のための教授会を開催し、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」並びに進級判定基準に則り判定を行っている。卒業認定は、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」「学則第30条」の規定に基づき、教授会の議を経て学長が認定している。

＜保健医療学部看護学科＞

単位認定、進級卒業判定については「学則第11条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第12条」にのっとり厳正に運用している。

評価方法はシラバスに明記し、単位認定、進級及び卒業に関することは「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則」にも検討を重ね詳細を取り決め、厳正に運用している。

進級判定は教授会で行い、「学則第11条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第14条」にのっとり、厳正に運用している。

卒業の認定は教授会で行い、「学則第30条、第31条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第3条」に則り厳正に運用している。「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則第3条」に詳細を取り決めている。

＜経営学部経営学科＞

単位の認定については、「学則第9条、第10条、第11条、第12条、第13条」及び「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程細則」「豊橋創造大学単位認定に関する規程」「豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領」に定めている。成績評価については、教員が授業科目ごとに「シラバス」の中でその方法を公表し、透明性を高め、適切になされるよう配慮している。進級基準については、「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」に、卒業認定基準については、「学則第30条」に定められたとおりである。

経営学科では、2014年度入学生よりGPA制度を導入し、GPAが基準に満たない学生に対しては、クラス担任による面談・指導（場合によっては学科長同席の上での面談・指導）等を行っている。

進級要件については、「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」（2025年度新カリキュラムに合わせて一部改訂）に定められたとおりである。

卒業は、「学則第30条」の規定に基づき、教務委員会が作成した単位認定資料により卒業要件単位等を確認し、教授会にて卒業認定の審議・判定している。

経営学科では、カリキュラムチャート、カリキュラムマップとともに各領域のモデル時間割等を整備し、より実質的な履修及び卒業認定に向けて改善を行っている。また、2017年度より、学科科目の全体的な教育課程編成について、学年間を通じた必修科目の時間割調整、開講時期の調整、若干の科目の修正を行った。さらに、2025年度新カリキュラムとして科目の統廃合を行った。これらの調整により、学年・領域間の必修科目の履修及び再履修等が容易となったと考えている。

＜大学院健康科学研究科＞

単位認定基準、進級基準ならびに修了認定基準を明示した「大学院学則」「豊橋創造大学学位規程」及び「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」は、履修案内に明示している。

学修評価基準ならびに評価方法とその基準はシラバスに明記すると共に、単位認定基準については、「大学院学則第17・18・19・20条」及び「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」に定めている。

大学院健康科学研究科では単位制を採用しており、必要要件を満たした者については単

位を与える。試験実施の方法及び成績評価の方法については、科目ごとにシラバスに明記し学生へ周知している。なお、健康科学研究科では「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」にのっとり、豊橋技術科学大学大学院および放送大学大学院で単位を修得することが可能となっている。

大学院健康科学研究科では単位制を採用しており、2年次まで留年がない。

修了認定については、「大学院学則第21条」の規定に基づき、厳正な手続き（豊橋創造大学学位規程第3章・第4章）を経て、学長が認定している。修了認定における学位論文の審査ならびに学位授与の決定に関しては、「豊橋創造大学学位規程第3章・第4章」の規定に基づき、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程学位論文審査基準」を履修案内および大学院Webページに明示した上で、厳正な手続き（豊橋創造大学学位規程第3章・第4章）を経て、学長が認定している。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<保健医療学部理学療法学科>

理学療法学科では、平成29(2017)年度より三つのポリシーを改定したことに合わせ、新カリキュラムに移行した。また、令和元(2019)年度には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、カリキュラムの修正を行った。カリキュラム・ポリシーは、大学Webページにて公開するとともに、履修案内にて学生に周知している。

<保健医療学部看護学科>

「2026年度カリキュラム」では、本学科の教育課程の質保証確保のため、三つのポリシー（AP・CP・DP）の検討、策定をもとに、4年間で身につけるべき学修成果を具体化した教育課程へと見直した。授業科目を体系立てた科目配列に修正するとともに、変化が著しい国内外の保健医療福祉の状況をふまえ、看護学教育の質向上を目指した教育内容となるよう変更した。カリキュラム・ポリシーは、大学Webページにて公開するとともに、履修案内にて学生に周知している。

<経営学部経営学科>

経営学科では学科の教育目標を踏まえ、質のよい学士課程の教育を提供するため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を明確化し、本学Webページをはじめ履修案内等に明示している。

また、教育課程体系を明示するカリキュラムマップ、カリキュラムチャートを履修案内等に明示している。カリキュラムチャートは、各科目群や学問分野の科目が学年ごとに何科目配置されているかを示すと同時に、「基礎教育科目（基礎分野）」や「専門教育科目（専門基礎分野及び専門分野）」の科目群の順序性及び学問分野間の繋がりを明示したものである。これによって、教育目標を達成するための教育課程が体系的に編成されていることを点検している。

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科では、大学の教育目標（目的）を踏まえた教育目的（目標）（大学院学則第2条(3)）ならびに大学院のディプロマ・ポリシーを設定し、その下に健康科学研究科のディプロマ・ポリシーを策定している。このディプロマ・ポリシーに基づいて教育目標を達成するためにカリキュラム・ポリシーを定め、Webページ上で公開すると共に履修案内に明示している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法学科では教育目標に基づくディプロマ・ポリシーを策定し、カリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップ、カリキュラムチャートを用いてディプロマ・ポリシーとの一貫性・整合性を示している。また、履修案内では各科目においてディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。

＜保健医療学部看護学科＞

看護学科のアセスメント・ポリシーをふまえ、三つのポリシー（アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定し、教育課程を編成している。教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにそって編成されている。

＜経営学部経営学科＞

経営学科では学科の教育目標に基づくディプロマ・ポリシーを策定し、カリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップを用いてカリキュラム・ポリシーとの一貫性・整合性を確認している。また、履修案内等のカリキュラム・ポリシーにも、ディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成されており、公開されているカリキュラムマップ、カリキュラムチャートとあわせて確認している。

＜大学院健康科学研究科＞

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確認・担保するためにカリキュラムマップを作成し、修得させる能力とカリキュラムの関係を明確にしている。このカリキュラムマップはWebページ上に公開している。したがって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの間位には一貫性があると自己評価する。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法学科では、カリキュラムポリシーに則って理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に沿ったカリキュラムを設定している。医療・福祉の向上に寄与するために幅広い教養と倫理観を身につけ、深い専門知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を

自発的に行うことができる理学療法士を養成している。理学療法士となる上で必要となる思考力やコミュニケーション力を養い、豊かな人間性と倫理観を涵養するための「基礎教育科目」、理学療法学を学ぶための基礎となる「専門教育科目（専門基礎分野）」、理学療法の基礎知識・技術・応用力を学ぶための「専門教育科目（専門分野）」を編成している。また、各領域における理学療法を体系的に学び、各段階の理学療法臨床実習と並列的に実施することで総合的な理学療法教育を行っている。これらの教育課程体系についてはカリキュラムマップ、カリキュラムチャートに示し、履修案内等に明示している。

<保健医療学部看護学科>

カリキュラムは、「基礎科目」「専門教育科目」「専門科目」に分かれている。「基礎科目」では、質の高い学士力の育成、幅広い教養教育による人間形成を目指すとともに、主体的に学問に取り組む姿勢とその方法を学び、「専門教育科目」には、看護学の学びを効果的にするために、その基盤として必要である隣接領域の学問内容を科目立てている。そして「専門科目」は、学士課程のコアとなる看護実践能力育成を念頭に、実習も含め、「基礎看護学」「小児看護学」「成熟期看護学」「在宅看護学」「精神看護学」「母性看護学」「助産学」「公衆衛生看護学」の学科目区分としている。段階的に知識、技術を修得し、看護実践能力の保証ができることを目指す。また、専門科目には、選択コースとして「助産師選択コース」「保健師選択コース」を置き、それぞれ助産師、保健師育成に必要な教育内容を配置している。

<経営学部経営学科>

経営学科の教育課程は、本学科の教育目標を踏まえ、質のよい学士課程の教育を提供するよう、キャリア形成科目、3領域からなる専門科目（「経営学」「会計・財務」「情報コミュニケーション技術」）、プロジェクト科目、専門ゼミナールから構成され、3領域からなる専門科目は、基礎科目、基幹科目、展開科目として体系的に編成されている。特に、学生の就業観の変化や社会の雇用情勢の変化を考慮し、キャリア形成科目を設定している。キャリア形成科目では、自ら将来を展望できるよう自己の探求と社会理解のための教育を展開している。また、他学科との共通科目として、幅広い人間性の構築を目指した学科横断カリキュラム（「東三河創造入門」「東三河の歴史風土と文化」「データサイエンス入門」など）を2024年度入学生から開始した。

<大学院健康科学研究科>

健康科学研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、次のように「学問領域」を編成している。健康増進に係る健康科学分野の基礎的知識を涵養して、健康寿命の延伸に貢献するために必要な専門的知識や技能および態度を修得できるように3つの学問領域を設定している。1つ目は、人の健康を阻害する要因である障害と生体機能の維持・回復・増進を支援する方策についての知識・技術を集積する「リハビリテーション学領域」である。2つ目は、全ての成長発達段階にある人々、生活の場から治療の場まで様々な場にいる人々、さらに健康のあらゆる段階の人々を対象とする実践的で体系的な学問であり、この看護学に関する研究について学ぶ「看護学領域」である。そして、3つ目は、「リハビリテーション学領域」と「看護学領域」の両領域に共通する医学および健康科学に関連した領域である「専門基礎領域」から構成されている。

また、科目編成に関しては、専門とする研究領域とそれに関連する多様な科目はもちろん、他の研究領域や専門基礎領域の科目等を幅広く履修して、本研究科の特色である多角的な視

点から学際的な研究活動を実現させることを目的としており、「基礎科目」「専門科目」および「課題研究科目」の3つの科目群で編成している。

4-2-④ 教養教育の実施

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法学科では、専門分野の枠を超えた広範な知識と、柔軟な思考力・判断力を養うため、「基礎分野」において幅広い一般教養科目を設定している。中でも、高度な倫理性を備えた理学療法士を養成するため、「生命倫理」、「情報倫理」などの科目を設定した。またアカデミックスキルを理解し、大学教育への速やかな適応を図るため、1年次、2年次に設定されている基礎ゼミⅠからⅣにおいて、建学の精神、大学での学び方(ノートテイキング)、コミュニケーション力、ロジカルライティング・クリティカルシンキング、レポートの書き方とプレゼンテーションについて学修している。

＜保健医療学部看護学科＞

基礎科目では、質の高い学士力の育成、幅広い教養教育による人間形成を目指すとともに、主体的に学問に取り組む姿勢とその方法を学ぶことができるよう、「基礎教育ゼミナール」「人間と生活」「情報と言語」「人間と健康」「地域未来創造プログラム」の科目区分を設定している。大学での学修方法を学ぶため、1年時には「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」があり、この科目では建学の精神についても深く学修している。また、3学科横断の「東三河創造入門」が始まり、今後は横断科目の効果を検証していく。

＜経営学部経営学科＞

1年次からの基礎教育科目では、一般的な人間・社会に関する科目や外国語等とは別に基礎教養ゼミナールを配置し1年次の入門ゼミナール、2年次の基礎ゼミナール及びキャリア形成科目関連の授業などを配置している。1年次の入門ゼミナールと2年次の基礎ゼミナールにおいて、情報収集、レポート・小論文作成、発表と意見交換を通して基礎的リテラシー(文章力や表現力)、学術的リテラシー(既存知識の基礎理解を前提とした自ら学ぶ方法)を養成するとともに、キャリア形成科目関連の科目によって学生自身の学修意欲や職業への興味が持続するよう配慮している。

＜大学院健康科学研究科＞

大学院修士課程である健康科学研究科では、いわゆる教養教育は実施していない。一方で、本研究科の特色である多角的な視点から学際的な研究活動を実現させることを目的としており、「基礎科目」を設定し、これらを必修科目とし、すべての大学院生に修得を義務化している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

＜保健医療学部理学療法学科＞

早期体験により学修意欲向上を図る目的で、病院見学等や学内での障がい体験、介護体験を行う「基礎理学療法実習(1年前期)」を設定し、特定研修施設と連携した教育を進めている。また、「理学療法概論(1年前期)」では、毎回の授業の冒頭で理学療法専任教員がオムニバス形式で自身の専門分野に関する紹介を行うことで、早期から理学療法に対するイメージを構築できるようにしている。さらに、医療や保健、福祉の現状について理解す

るとともに、保健、医療、福祉の各領域において活躍できる理学療法士としての基本的な心構え、接遇、マナーなどを「医療学入門（1年後期）」にて学修している。専門的な理学療法士を養成し、臨床実践能力を高めるため、理学療法を系統的に学修することができるよう、専門科目を組み立てた。また、臨床実践能力を高めるために学内実習時間を増やすとともに、特定研修施設から実習補助教員を派遣していただき、臨床に即した学内実習を行っている。

臨床実践能力向上のために、平成24(2012)年度より、客観的臨床能力試験（OSCE）を導入し、3年次及び4年次の臨床実習開始前にそれまでに学修した障害学・評価学・治療学の理論や技術に係る臨床能力の客観的評価を導入している。3年次の理学療法臨床検査測定実習の実習前後及び4年次の理学療法臨床評価実習の実習前にOSCEを実施している。この学修過程を通して、問題解決のための臨床判断・臨床技能の向上を図っている。OSCEの実施に当たっては、特定研修施設の理学療法士にも評価者として参加していただき、臨床状況に合わせた指導を行っている。

<保健医療学部看護学科>

シラバスを公開し、授業計画及び授業の流れを明確に示し、学生が主体的、計画的に学修できるようにしている。教育内容の質担保のため、学科全ての科目のシラバスについて、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの整合性、目標と教授内容の妥当性等について確認している。このシラバスチェックは、これまで准教授以上及び、教務委員会の教員が実施してきたが、シラバス評価の視点方法が確立してきたことから、2020年度以降、助教以上の教員が担当している。必要時修正の提案もしており、いわばシラバスのピアレビューにもなっている。

具体的な教授方法の工夫として、予習復習による知識の定着を図るよう指導し、授業開始時に必要時ミニテストを行い、基礎的知識の定着を図っている。抽象的な内容は具体的な事例を示してイメージ化を図る。インタラクティブな視点を大切にし、主体的に授業に参加できるようにグループワークなどの時間を適宜設ける。授業後にリアクションペーパーを提出してもらい、学生の意見を活かすよう努め、質問には紙面もしくは講義の中で回答する。学生の質問には丁寧に応え、提出物はコメントを入れて返却する。学生の発言した内容にはポジティブフィードバックを主体に行い、学修動機を高めるよう工夫している。また、授業終了時には学生による授業評価アンケートを実施し、授業の質の向上に向けて学生の意見を反映させている。講義・演習・実習とその教授方法により、適切な授業評価を行う必要がある。

<経営学部経営学科>

教授方法の工夫・開発については、合同FD委員会と教務委員会が展開する効果的な授業方法や評価方法の開発・検証に積極的に参画している。教員FD講習会、教員相互の授業公開による相互授業参観が実施されている。また、キャリア形成科目、プロジェクト科目（プロジェクトマネジメント、プロジェクト実習1、2）、職業研究（メンタルタフネス講座を含む）及び自己理解促進模擬面接講座（課外授業）については、科目内で定期的に社会人基礎力を測定するとともに、GPS-Academic（2022年度までは社会人基礎力測定PROG）を入学直後と2、3学年末に実施し効果測定を行っている。特にプロジェクト科目はPBL（プロジェクト学習）を採用し、学生のやる気を引きだし、行動を促し、社会で武

器となる問題解決能力を養っている。PBL 科目では、少人数の学生がプロジェクトチームを結成し、経営やビジネスに関する企画を立案し、教員・企業・自治体などの協力も取り付けながら実際にプロジェクトを遂行する。この過程で学生は、経営・会計・ICT の知識を活用し、問題解決能力を身につける。同時に、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力、リーダーシップや協調性などを養っている。

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科では、学内での講義、演習、実験、実習に加えて、学術集会参加と発表などを組み合わせて授業を行っている。大学院での研究成果を在学中に学術集会（学会）などで発表することを奨励するために、参加登録費及び旅費を補助する制度を設定している。また、修士論文執筆をはじめデータ収集やその解析など現在の研究活動にパソコンは欠かせないものであることから、そこで希望者には、可搬型パソコンを修学期間貸与する制度を設定している。これまで、52名の院生が本制度を利用している。また、大学院健康科学研究科として、教育改善を目的として健康科学セミナーを定期的に開催している（VI. 大学が独自に設定した基準によると自己評価参照）。

本研究科の正規課程は、平成27(2015)年12月に文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP) に認定されている。それに伴い、豊橋市民病院、豊橋市保健所と本研究科の3者で「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を設置し、教育課程の編成や取組みの改善に向けた医療機関からの組織的意見を取りまとめ、次年度以降に向けた改善策を協議している。

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

＜保健医療学部理学療法学科＞

アドミッション、カリキュラム、ディプロマの三つのポリシーに基づき、機関（大学）、教育課程（学科）、科目（授業）の三つのレベルで自己点検・評価を行っていくアセスメント・ポリシーを策定している。また、理学療法の臨床において重要な能力である問題解決能力について、平成 29(2017)年度より GPS-Academic(ベネッセ)を用いて評価を行うことで、本学理学療法学科での教育効果について検証している。また、理学療法学士養成校として、国家試験の合格率、就職率に関する検証を進めている。

＜保健医療学部看護学科＞

アセスメントの一つの方法としてルーブリック評価を複数の科目（講義・演習・実習）で取り入れている。特に統合実習では全ての領域で共通のルーブリック評価を行い、評価方法を確立している。また、全学で導入している GPA 制度について、2020 年度より成績

は素点入力とし、ファンクショナル GPA を算出して保健師・助産師課程の学生選抜に活用している。

<経営学部経営学科>

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価の基本は、学期GPA、年度GPA、通算GPAをもとに行われている。各学年各学期に入門ゼミ（1年）、基礎ゼミ（2年）、専門ゼミ（3, 4年）の担当教員が配置され、学年ごとに学年主任がとりまとめを行い、教務委員会及び職員と連携を取りながら、学修指導、点検等を行っている。入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミの担当教員は、授業への出席状況や学修状況（成績）を把握すると共にゼミを通して随時、学修指導を行っている。学期末、学年末ごとに成績不良者及びGPAが基準に満たない学生を対象にしてそれぞれ個別に指導している。

上記とは別に、学修成果の点検として、入学直後と2、3学年末に外部評価としてGPS・Academic（2022年度までは各学年末に社会人基礎力測定PROG）を実施し、各学年でのカリキュラムが学修行動に与える効果測定を行っている。PBL科目においても社会人基礎力に基づいたルーブリック評価を行っている。

<大学院健康科学研究科>

大学院健康科学研究科では、入学時に大学院生毎に研究指導教員を決定し、研究指導教員が1年次後期から研究計画立案のための個別指導時間を確保し、大学院生の進捗状況を把握して適切な学修並びに修士論文作成に向けた指導を行っている。これまで、55名が修士（健康科学）の学位を取得し修了した。

学修成果の点検・評価は、各学期あるいは年度末の最終成績評価による。学修状況に問題がある大学院生に対しては、各科目の担当教員より指導担当教員に状況の連絡がなされて個別に対応する。同時に、研究科委員会にて情報を共有化し、研究科としての善後策を検討し対処している。また、平成28(2016)年度より、修士論文計画発表会の開催を2回にし、大学院生は自身の研究やその準備の進捗状況に応じて2回の内いずれかで発表することになっている。これにより、大学院生は研究指導教員以外の研究科所属教員から組織的な指導を受けられる環境が強化された。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

<保健医療学部理学療法学科>

教育内容・方法については、学期ごとに行われる授業評価及びFDシート、相互授業参観にて点検・評価され、学修指導の改善が図られている。また、理学療法を目指す学生教育としての総合な評価は、理学療法臨床実習及び理学療法士国家試験の結果により評価されている。その結果については、臨床実習WG、国家試験対策WGにて検討されたのち臨床実習指導者会議や学科会議にて報告し、臨床実習指導者及び教員にフィードバックされている。これらにより、2024年度、2025年度卒業生の国家試験合格100%達成につながったと考えられる。

<保健医療学部看護学科>

入学生の基礎学力を把握するために入学時に5科目（国語、英語、数学、生物、化学）の

基礎学力判定テストを行い学修指導に活かしている。また、テストの成績が低迷する学生を学修サポートセンターの利用を勧めている。一方、大学の教育力や学生の成長指標の1つとして「思考力」と「姿勢・態度」を測定するGPS-Academicを大学全体で1年生から導入している。その結果を活用して「個人結果レポート」を学生各自が分析し、自分の強みや弱い点を確認し、1年生チューターと共に今後の成長につながるようにより振り返りを行っている。2023年度から、1年次に実施した学生が4年生となり再度GPS-Academicを実施し、4年生チューター学生が「個人結果レポート」を用いて成長過程を振り返り、最終学年に臨んでいる。

カリキュラム、ディプロマ・ポリシー到達度アンケートに加え、全国学生調査、GPS-Academic、4年生卒業時の教育課程に関するアンケート調査、国家試験の合格率等は、ディプロマ・ポリシーの評価となっている。

<経営学部経営学科>

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、学期ごとに学生による中間アンケート及び授業評価アンケート、教員による授業FDシートの作成によって点検が行われており、FDシートについては学生へのフィードバックが公開されている。教授方法の工夫・開発については、合同FD委員会と教務委員会が協力して、教員FD講習会、教員相互の授業公開による相互授業参観が実施されており、各教員は相互授業参観時の他教員から改善点等の指摘が相互に行われている。

<大学院健康科学研究科>

大学院健康科学研究科では、修了が決定した大学院生に対して修了生アンケートを毎年実施している。また、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を通した関係機関からの意見聴取も毎年実施し、教育内容・方法および学習指導等を改善すべく検討を進めている。

各学科の取り組みに加えて、教務委員会が主体となり、全学的に「学修行動調査」（アンケート）を実施している。「学修行動調査」は、学生自身による学修行動・成果の振り返りを促すとともに、寄せられた評価や意見に基づいた授業内容や方法の改善、及び、授業環境の組織的な改善に結びつけることを目的としており、毎年実施している。調査結果は関係する委員会や事務局所管部署にフィードバックされ、学生の実状把握と改善計画の検討のために役立てている。

[基準4の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、各学部・学科及び大学院において三つのポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定、進級判定、卒業認定及び修了認定を適切かつ厳正に運用している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性を確保し、カリキュラムマップやカリキュラムチャート等を活用して教育課程の体系化と可視化を図っている。

保健医療学部看護学科では、看護基礎教育を取り巻く環境の変化や指定規則改正を踏まえ、三つのポリシーに基づく教育課程の見直しを行い、2026年度から改定カリキュラ

ムを開始した。理学療法学科では OSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、臨床実践能力の客観的評価を行っている。経営学部経営学科では PBL を取り入れたプロジェクト科目や GPS-Academic を活用した教育を展開し、大学院健康科学研究科では関係機関との協議会を通じて教育課程の改善に取り組んでいる。

また、GPA 制度、GPS-Academic、ルーブリック評価、授業評価アンケート、学修行動調査等を活用し、学修成果の把握・評価及び教育改善を継続的に実施していることは本学の特色である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、三つのポリシーに基づく教育課程の整備及び学修成果の把握に取り組んでいるが、教育課程の有効性やディプロマ・ポリシーの達成状況について、より客観的かつ継続的に検証していく必要がある。

また、GPS-Academic、学修行動調査、授業評価アンケート等から得られる結果を教育改善へより効果的に結び付けるため、学修成果の分析方法や評価指標の充実が求められる。さらに、社会や医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、学生の主体的学修を促進する教育方法の工夫及び教育の質保証に向けた継続的な改善が課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

保健医療学部看護学科では、2026 年度から開始した改定カリキュラムについて、三つのポリシーとの整合性や教育効果を継続的に検証し、必要に応じて改善を行う。また、理学療法学科では OSCE や国家試験結果を活用した教育改善を継続し、経営学科では PBL や GPS-Academic による学修成果の把握と教育内容の改善を推進する。大学院健康科学研究科では、修了生アンケートや関係機関との協議会を活用し、教育課程及び研究指導体制の充実を図る。

今後も GPA、GPS-Academic、ルーブリック評価、学修行動調査及び授業評価アンケート等を活用し、学修成果の把握・分析を進めるとともに、その結果を教育内容・方法及び学修支援の改善に反映させる。また、FD 活動や相互授業参観等を通じて教育の質向上を図り、継続的な PDCA サイクルのもとで教育課程の質保証体制を一層充実させていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学則第 40 条の定めに従い、学長は校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、教学に関する最高責任者として意思決定を行っている。学長を補佐するために副学長が 2 名任命されている。副学長の選考に関しては、豊橋創造大学副学長選考規程第 3 条の定めにより、学長が理事長と協議した上で指名し、理事会の議を経て理事長が任命している。また、令和 3(2021)年 4 月より 2 名の副学長について担当を「教学マネジメント、学生支援、IR 担当」と「研究・学術情報、社会連携・地域貢献、広報・ブランディング担当」と明示した。

学長の意思決定を補佐するために事務局に企画室と IR 室が置かれている。また、教学に関する事項を学長の諮問に応じて審議する機関として、教授会と運営幹部会が置かれている。学則第 42 条に教授会の構成員が規定され、同条第 2 項に運営幹部会の構成員が規定されている。

教授会の審議事項については、学則第 43 条に「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了 (2)学位の授与 (3)前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と定められているほか、同条第 2 項に「教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と定められている。

運営幹部会の審議事項に関しては、学則第 43 条 3 に「運営幹部会は次の事項を審議する。(1)学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項 (2)教育、研究、学生指導に関する大学としての基本方針に関する事項 (3)主要な大学行事に関する事項 (4)主要な施設等の新設・改廃に関する事項 (5)豊橋創造大学短期大学部と共有する施設の運営や共同で実施する行事に関する事項 (6)その他大学全般に関わる重要な事項」と定められている。

本学では、学科ごとに教授会を設けている。また豊橋創造大学短期大学部ともキャンパスを共有していることから、円滑な運営を図るために運営幹部会は大学・短大合同で開催し学長が議長を務めている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

「豊橋創造大学運営組織規程」の定めにより常任委員会(3 委員会)と特別委員会(19 委員会)が設けられている。委員長は学長が指名し、委員は各学科長が提出した担当案を学長が調整した後に決定している。教学に関する委員会からの提案事項は、審議事項として教授会及び運営幹部会で協議されている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

事務局組織は、「学校法人藤ノ花学園業務組織及びその運営に関する規程」の定めに従い総務部、教学部、渉外部の三つの部が設けられている。総務部には庶務課、図書館事務室、学術研究支援室が置かれている。教学部には教務課、学生課、システム管理室が置かれ、渉外部には入試センター事務室、キャリアセンター事務室、地域連携・広報センター事務室が置かれている。各種委員会には、事務を所掌する事務局の部署が規定されており、担当する職員は専門性を活かして教員と協働している。

また、部に所属しない組織として企画室と IR 室が置かれている。企画室は経営戦略・制度改革の案を検討し、学長の意思決定を補佐する。担当職員は事務職員が兼務の形で担

当している。IR 室は学内の情報を収集・分析し、学長の意思決定を補佐する。「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部 IR 室規則」により IR 管理者（教員）と IR 室長（職員）及び担当職員が任命され、令和 6(2024)年度より各学科に IR 担当者が置かれている。これに対応して令和 7(2025)年 4 月に「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部 教学 IR 運営委員会規程」を制定した。

このほか、入試に関する専門職として、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部アドミッション・オフィサーの設置に関する規程」に基づきアドミッション・オフィサーが設置され、専任職員が兼務で担当している。

内部質保証に関連して、平成 30(2018)年度に「内部質保証推進会議設置要綱」を制定して内部質保証推進会議を設置した。また、自己点検・評価委員会に置かれていた教学マネジメント部会を令和 3(2021)年度より改組し、自己点検・評価委員会から独立する形で「教学マネジメント会議設置要綱」を設け教学マネジメント会議を設置した。

事務局に部課長会を置き、週 1 回必要な事項を協議・調整している。なお、教員が兼務しているシステム管理室長と大学の IR 管理者が部課長会に参加しており、教職協同が円滑に行われている。

5-2. 教員の配置

5-2-①教育研究上の目的および教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1)5-2の自己判定

基準項目 5 - 2を満たしていない。

(2)5-2の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-2-①教育研究上の目的および教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学の2025年5月1日現在の専任教員の配置は下記のとおりである。

学長1人

単位：人

学士課程	教授	准教授	講師	助教	合計	設置基準 教員数	うち 教授数	助手
保健医療学部 理学療法学科	8	2	3	7	20	14	7	0
保健医療学部 看護学科	8	1	6	10	25	12	6	4
経営学部 経営学科	8	1	2	0	11	12	6	0
入学定員に応じ 定める必要教員数						13	7	
合 計	24	4	11	17	56	51	26	4

修士課程	研究指導教員 (教授数)	研究指導 補助教員	合計
健康科学研究科健康科学専攻	8	5	13
合 計	8	5	13

(健康科学研究科の教員は保健医療学部教員を兼務)

各学科の教員は大学設置基準（経過措置による旧設置基準）及び「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、教育目的及び教育課程に即して配置している。なお、令和 7（2025）年 5 月 1 日においては、経営学科教員 1 人と大学全体における教授 2 人について設置基準に定める必要専任教員数を下回っており、適切な配置に向けて公募等を行った。

大学院は基礎となる学部の教員が兼担しており、研究指導教員 8 人、研究指導補助教員 5 人を配置している。研究指導補助教員は設置基準では 6 人必要なところ 5 人の配置となっているが、基準人数よりも多く配置している研究指導教員が兼ねることが可能であり、適切な配置である。

教員の採用・昇任については「豊橋創造大学教員資格基準」によっている。この基準の前文には、「本学の教授、准教授、講師、助教、助手を採用する場合及び昇任させる場合は、この基準の定めるところによる。教授は専門とする学術の進歩に寄与し、かつ本学の教育に対し責任を負う。准教授、講師も前記教授に準じ、それぞれ職分に対し責任を持つものとする。本学の教員の採用、昇任は、人格、健康、教授能力、教育業績、学会並びに社会における活動等について行う。」とその方針を明示し、職位ごとにその条件が示されており、それに基づいて適切に運用されている。

教員の募集については、その都度公募並びに大学関係者（他大学を含む）より紹介、推薦をうける方法で運用している。教員の採用・昇格に関しては、教員資格審査委員会が「豊橋創造大学教員資格基準」に基づき、同基準に示す人格、健康、教授能力、教育業績、学会、並びに社会における活動等を審査し、結果を教授会に答申し、学長の承認を得た後に、理事長より任命され辞令が交付されている。

教員の評価等については、令和元(2019)年度から紙ベースで提出されていた教員個人調書（履歴書、教育研究業績書）や自己評価シート、そして教学システム（GAKUEN）で管理されていた担当授業科目や履修者人数、その他大学内外から委嘱を受けた業務など、今まで別々に管理されていた内容を一元的に扱う教育研究情報登録システムを開発し、稼働している。これにより、教育・研究・社会貢献・学内活動など前年度の実績を総合的に判断することができるようになり、教員の評価や業務全般の平準化に向けて、具体的に検討できるようになった。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は「全学 FD 委員会」を設置して、年間計画に基づき①授業評価、②教員間の授業ピアレビュー、③FD 講演・研修会の開催、④学生との意見交換会等を定期的の実施している。これに加えて、ベストティーチャー賞を学生投票にて選出し、教員の教育改善への意欲促進につなげている。

1. 授業評価：前期、後期の年間 2 回に分けて、各教員が年に 1 回は授業評価を受けるように計画している。授業評価が適切に行われるために、授業評価実施要綱を作成し、全教員に配布・依頼するとともに学内 Web 掲示（ユニバーサルパスポート）を活用して周知案内をしている。授業評価は、中間評価と最終評価の 2 回の実施を推奨し、学生の意見が当該授業期間内に反映されるよう工夫している。また、講義科目以外の演習・実習等を行う学科は、内容に準じた評価ができるように評価用紙を工夫している。学生による授業評価の結果は、教員にフィードバックされ、教員からの改善案は文書にて学生に再フィードバックされる（資料：2025 授業評価アンケート実施要綱）。

授業評価の学生回答率は、春学期 55.8%（2024 年度：65.5%）、秋学期 62.0%（2024 年度：70.3%）であり、昨年度と比較するとやや低下していた。回答率を向上する課題はあるが、おおむね効果的に実施できている。全学科の授業評価は報告書にまとめ学生の学びを促進するために教育内容・方法を双方向から点検する仕組みを委員会が統括している（資料：2025 年度春学期・秋学期授業評価アンケート結果）。

2. 教員間の授業ピアレビュー：授業の内容改善を目的とした教員間の授業ピアレビューの実施を FD 委員会より推奨し、各学科がそれを実施し、報告している。ピアレビューは、レビューを受けた人に参加者からコメントが提出され、自身の授業改善の参考になっている（資料：2026 年度各学科 FD 活動計画_2025 年度活動報告）。

3. FD 講演・研修会の開催：FD 委員会規定第 3 条に基づき年 2 回の研修機会を設けている。研修テーマは各学科が輪番制で担当する形で多様性を持たせている。令和 7(2025)年度の研修は次のとおりである（資料：FD 委員会規定）。

第 1 回 2025 年 7 月 30 日（水）テーマ「高等教育の多様化と育むべき「資質・能力」」
講師：藤井 千春氏 早稲田大学教育・総合学科学術院教授・総合研究機構教師教育研究所所長

第 2 回 2025 年 10 月 29 日（水）テーマ「学生の学習を促す学習活動を設計する」
講師：中島 英博氏 立命館大学教育開発推進機構教授

教員の当日参加率は、第 1 回 87.8%、第 2 回 85.7%であり、両日ともに欠席者は全員録画視聴を行った。教員参加率は高く、効果的な実施ができている。研修後は、アンケートを実施し、次に向けた改善案を検討している。その結果は、委員会にて報告している（資料：FD 委員議事録第 5 回、第 8 回）。

4. 学生との意見交換会

本学は、学生の意見を大学運営に生かすために「教育・学生生活改善会議」を毎年 1 回

開催している。各学科から代表学生を選出し、学生からの意見を集約してもらい、学長を含む教員が対面による会議を開催している。学生からの意見や要望とそれに対する本学の意見等は文書にまとめて全学生に公開している（資料：2025 年度教育・学生生活改善会議内容と本学の対応）。

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務局職員には、個々の業務に精通するとともに正確かつ迅速に職務を遂行することが求められている。その能力養成には、経営意識の涵養、基礎知識の習得と実務への応用、業務改善のための意欲及び職務能力や企画力・情報処理能力の向上、高度な倫理感の醸成及び部課長職員等の管理能力の向上等が欠かせないものと考えている。学校法人藤ノ花学園就業規則第 46 条第 1 項で「職員は、その職責を遂行するため、絶えず研修に努めなければならない」、第 2 項で「所属長は、職員の研修を奨励し、その機会を与えなければならない」と定められている。「職員の能力開発及び職能の多様化、高度化に資するための方策について不断に検討を行い、FD(Faculty Development)活動と連携した組織的な取組みを推進する」ことを目的として、平成 28(2016)年 1 月 1 日に豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同 SD 委員会規程を制定した。合同 SD 委員会において、SD 活動の基本方針や研修の企画立案、具体的な実施計画の審議などを行っており、職員の能力開発に向けた組織的・継続的な体制を整備している。

SD 研修会のほか、FD 講演会への職員の参加など、教職員が課題認識の共有化を図り FD 活動と連携した取組みの推進にも努めている。

令和 6(2024)年度に実施した研修は次のとおりである。

1. 職場研修

SD(Staff Development)研修会

〔夏期研修会〕令和 7（2025）年 9 月 2 日午後

全教職員を対象に、1）法人事務局長による「学園の財務状況及び財務分析について」
2）産業医による「メンタルヘルス・メンタルタフネス講習会」 3）豊橋市生活安全課主幹（県警派遣職員）による「交通安全講習会」

〔冬期研修会〕令和 7（2025）年 12 月 26 日午後

第一部では、全教職員対象に 1）システム管理室長による「教職員の生成 AI の利用に関する基本ガイドライン」等について 2）保健医療学部理学療法学科 助教 彦坂潤による「簡単セルフケアで姿勢改善 ～日常に取り入れる正しい歩き方～」

第二部では、事務局職員を対象に、1）合同 SD 委員会予算による研修として①「チームビルディング」、②「職場のコミュニケーション」の参加報告、2）1 年間の業務改善の取組の成果として取組事例の報告が行われた。

2. 職場外研修

限られた職員数や日々の業務の都合等の制約から、外部講師を招聘した学内研修の実施が困難な現状を踏まえ、各種外部団体が主催する大学向けの事務、経営、人事管理等の研修会、講習会等への参加を職員の資質の向上における施策として位置付けている。

具体的な支援策としては、大きく分けて「外部団体研修」と「自己啓発型研修」の2つの柱を立てて展開している。

第一に、業務直結型の研修においては、各部課室の個別予算とは別に合同SD委員会独自の予算枠を確保している。同委員会が全学的な視点から「教育改革」「法改正・制度変更への対応」「事務能力向上」など大学運営の高度化に資する外部研修を厳選し、経費を組織的に補助する体制を整備している。

第二に、職員の主体的な能力開発と自己啓発意欲の高揚を目指し、「自己啓発型研修」の支援制度を設けている。これは各自の現在の業務内容に捉われず、学習や内容の選択を職員個人の意志に委ねるものであり、通信教育や外部講座の受講、資格取得、語学試験の受験、大学・大学院の講義受講、学会参加など多岐にわたる自主研修を対象としている。大学としては、費用補助を行うとともに、一人あたり1日まで職務免除（職免）を認めることで、勤務時間外の自主的な取り組みであっても、組織として強力に後押しする環境を整えている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-3-1】 2025 授業評価アンケート実施要綱
- 【資料 5-3-2】 2025 年度春学期・秋学期授業評価アンケート結果
- 【資料 5-3-3】 2026 年度各学科 FD 活動計画_2025 年度活動報告
- 【資料 5-3-4】 合同 FD 委員会規程
- 【資料 5-3-5】 2025 年度 FD 委員議事録第 5 回、第 8 回
- 【資料 5-3-6】 2025 年度教育・学生生活改善会議 内容と本学の対応

5-4. 研究支援

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

講師以上に1部屋ずつ研究室を配置し、助教及び助手には複数名での共用配置ながら、研究遂行に必要な設備を整えている。共用研究室では、入口受付の内線電話機から各教員を直通番号で呼び出せるほか、不在時の伝言録音やモバイル機器への着信転送機能を備え、来訪者対応が他者の執務を妨げないよう配慮している。また、学内連絡へのチャットツールの活用により、研究スペースの静粛性を維持している。

セキュリティ面では、セキュリティカードの貸与により施錠後の研究棟への入退出制限を緩和している。ネットワーク環境については、学内 LAN 及び無線 LAN を全学的に敷設し、学外からのアクセス手段も提供することで、時間や場所にとらわれない研究環境を構築している。

さらに、動物実験に必要な飼育室と実験室を備え、実験動物の生理的特性に適合した環境を維持している。

以上から研究環境の整備と適切な運営・管理ができています。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究活動における行動規範」を策定し、研究者が遵守すべき事項を明示するとともに、各種規程の整備を進めてきた。

研究活動や研究費の取扱いに係る不正を防止するため、「研究活動上の不正行為防止に関する規程」および「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を定め、実効性を高めるために学内研究者を対象とした研究者倫理・コンプライアンス研修を年1回実施している。また、人を対象とする医学系研究や動物実験等の適正実施のため、国の指針に基づき、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え動物実験安全委員会を設置している。これらの委員会が申請課題の審査や助言指導を行い、生命倫理の遵守に努めている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

1. 組織的支援として総務部に学術研究支援室を置き、専任事務職員が科研費等の競争的資金や民間助成金の獲得・受入支援を担っている。産学官連携については地域連携・広報センターおよび産学官連携推進委員会を窓口としている。資源配分については、令和4（2022）年度に「教育研究活動費規程」を制定し、従来の個人研究費を一律配分の「教育研究活動基盤経費」（教務経費および間接的研究経費）と、予算査定を行う「学内研究助成費」の二段階構成に移行した。後者は外部資金獲得や成果公開を配分条件としており、戦略的・創発的研究に重点投資することで大学の財政基盤強化と価値向上を図る施策となっている。また、同規程に基づき2年に1回を限度とした海外学会発表時の航空運賃加算や、大学院健康科学研究科独自の競争的資金である「先端研究助成」の予算化など、多角的な支援を行っている。なお、現状ではRA（リサーチ・アシスタント）等の専門的人材の配置には至っていないが、学術研究支援室員の研鑽や、外部サービスによる申請書レビューの活用などを通じて、支援の質的向上に努めている。

2. 研究実績が外部資金獲得に直結することから、外部資金助成情報を効率的に提供している。具体的には、助成対象の内容と所属研究者の研究分野を照合し、個々の研究者に適合した情報をピンポイントで提供するように努めている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-4-1】 研究活動における行動規範
- 【資料 5-4-2】 研究活動上の不正行為防止に関する規程
- 【資料 5-4-3】 公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- 【資料 5-4-4】 科研費公募 R8(2026)学内サイト
- 【資料 5-4-5】 外部資金応募・獲得の実績一覧

〔基準 5 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育研究活動費制度への抜本的な転換が挙げられる。かつての「個人研究費」による一律配分方式を見直し、教育活動を支える最低限の「教育活動基盤経費」（一律配分）と、外部資金の獲得や研究成果の公開を条件として予算査定を経て配分する「学内研究助成費」による二段構成へと移行した。基盤経費を抑制し、残予算を戦略的な「学内研究助成費」へと重点配分するこの仕組みは、研究活動の活性化を軸とした大学の中長期的な価値向上と、財政基盤の強化に向けた重要な一歩となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在において、経営学部経営学科の教員 1 人、および大学全体における教授 2 人について、大学設置基準に定める必要専任教員数を下回る状況が発生しており、「基準項目 5-2 を満たしていない」との自己判定に至っている。また、大学院健康科学研究科の修士いても指導補助教員が 5 人の配置に留まっている。

研究環境の整備や研究倫理の確立、資源配分の仕組みについては、概ね適切に構築・運用されている。しかし、外部資金導入をさらに加速させるための事務支援体制については、現状では定型的・受動的な業務が中心となっており、より積極的な申請支援や研究支援（RA の活用検討等）の展開に課題を残している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員の設置基準の未充足となっている経営学科の教員および全学の教授職について、速やかに適切な配置をするため、公募の拡充や他大学等を含む大学関係者からの紹介・推薦ルートを活用し、教員資格審査委員会における厳正な審査を経て早期の確保に努める。また、大学院の研究指導補助教員の不足分の 1 名についても、基準を上回って配置されている研究指導教員（教授）が兼ねることで当面の指導体制に支障がないよう措置しているが、超長期的に安定した教員組織の再構築に努める必要がある。

研究支援については、管理業務の効率化と支援体制の質的強化を図るため、研究管理システムの導入検討や、獲得した科研費の間接経費を原資とした要員確保・体制整備について検討を進める予定である。これにより、教員が研究に専念できる環境をさらに拡充し、外部資金獲得のさらなる向上を目指す。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第3条において法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、「誠をもって勤儉謙を行え」を基調とし、創造性豊かな次世代社会の担い手となる人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。

また、学則第1章（目的及び使命）第1条に「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」と定めている。

「学校法人藤ノ花学園就業規則」第37条には、学園の名誉の尊重、職員としての品位の保持、諸規程及び上司からの指示の遵守、勤務時間中の職務専念義務、個人情報の保護等が定められている。さらに同条には、職務上の地位を利用して自己の利益を図ることの禁止、職務上知りえた情報の漏洩禁止が定められており、これらに違反した場合の懲戒の手続きが同規則第7章に定められている。

また、「学校法人藤ノ花学園公益通報規程」を設け、法令違反等の内部告発者に不利益が生じないように配慮している。

会計は「学校法人藤ノ花学園経理規程」の定めに従い諸帳票を管理し、会計不正を未然に防ぐ体制を整えている。また、平成28(2016)年度からは内部監査を実施し、不正の防止に努めている。

さらに、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部教職員行動規範」を平成19(2007)年度に制定している。この規範には以下の項目が示されている。

1. 人権の尊重
2. 法令の遵守
3. 社会的使命を自覚した教育研究
4. 安全確保及び環境への配慮
5. 積極的な情報公開と知的財産権の尊重
6. 大学資産等の適正な管理

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全

本学では、環境整備のための校地の草刈りや樹木の剪定、室内の清掃を業者に委託し、庶務課職員が管理する方式を採用している。年度ごとに契約内容と価格の見直しを行っている。受水槽及び浄化槽の点検は庶務課が管轄し定期的に行っている。また、校舎の照明器具を計画的にLED照明に置き換えるほか、エアコンを省エネルギー型のものに置き換えることで消費電力の削減に取り組んでいる。

2. 人権への配慮

ハラスメントについては「豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会規程」「豊橋創造大学ハラスメント相談窓口に関する規程」等を定め防止に努めている。これらに基づきハラスメント防止人権委員会、ハラスメント相談窓口を設けて常時問題に対処できるようにし

ている。また、令和4(2022)年度10月より、ハラスメントへの対応として学内相談窓口に加えて学外相談窓口を設置している。

個人情報の保護に関しては、「豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程」「豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程施行細則」を定め、個人情報の収集、管理、利用に関する本学の責務を明らかにしている。なお、個人情報保護委員会の構成員は運営幹部会の委員が兼務することになっている。また、施行細則には、〔個人情報に関する業務の学外委託基準〕、〔収集の届出〕、〔届出事項の閲覧方法等〕、〔開示の方法等〕、〔訂正又は削除の方法等〕、〔不服申立の期限〕等を定めている。

3. 生命倫理に関する配慮

生命倫理等に関しては「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部研究倫理委員会規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部動物実験委員会規程」の定めに従い研究倫理委員会、動物実験委員会を設置している。研究倫理委員会は人を対象とする研究を行おうとする本学の教員から申請があった研究計画又は研究実施状況報告について調査審議し、必要に応じて助言指導を行っている。また、動物を対象とする研究に関しては、動物実験委員会が必要に応じて研究に関する助言指導を行っている。

4. 安全への配慮

学生、教職員および来学者の安全保持、災害防止については、「学校法人藤ノ花学園就業規則」第8章（安全及び衛生）において、第58条（安全及び衛生）、第59条（安全衛生教育）、第60条（災害防止上の義務）、第61条（公衆衛生の遵守義務）、第62条（健康診断）、第63条（健康要保護者への措置）、第64条（保健衛生への協力義務）等について定めている。

この就業規則に基づき、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部地震防災規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防火管理規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災管理規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災対策委員会規程」が設けられ、原則として年1回の全学総合防災訓練を実施している。なお、令和6(2024)年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表されたことに対応して上記の規定を改正し、規程ごとに異なっていた防災組織を一本化するなどの対応を行った。

防火・防災管理者のもとに校舎各棟に2人の防火・防災担当責任者を配置し部屋ごとに火元責任者を定めている。緊急時には地震防災隊、自衛防災隊が組織される。学生および教職員には「SCHEDULE BOOK & CAMPUS GUIDE」を通して防災マニュアルが毎年全員に配布され、地震発生時の対応と緊急避難法については、春と秋のガイダンスを通して再度周知している。また、非常勤講師にも「出講案内」の中で全員に周知されている。

豊橋市は「東海地震に係る地震防災対策強化地域」および「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。また平成24(2012)年8月29日内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」によると、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を想定した場合、豊橋市は、想定最大震度7、想定津波高19m（愛知県外海）となると推計されたことにより学校施設や避難所、橋梁など公共施設の耐震化、情報伝達の強化など防災対策を推進している。本学もこれに対応した防災消防計画を策定し、緊急地震速報システムの導入、津波避難所の設定、全教職員用へのヘルメット配布、全研究室へLED懐中電灯の設置を行っている。

防災とは別に、学内の防犯性を高めるため、校門出入口には不審者、不法侵入を防止するために防犯カメラを設置し常時監視することにより被害防止に努めている。また、令和2(2020)年度より警備会社と委託契約を行い校舎出入口の電子錠による遠隔制御と人感センサーによる機械警備を導入するとともに非常勤職員による夜間の巡回を行っている。

さらに、万一の事故に備えて本学の学生は大学が費用を負担して各種保険に加入している。経営学科学生は、入学と同時に財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に「通学中等傷害危険担保特約」をつけて全員加入し、加えて同協会の「学研災付帯賠償責任保険」（通称:学研賠）にも全員加入している。一方、看護学科と理学療法学科については、一般社団法人日本看護学校協議会共済会による傷害保険・賠償保険「Will」に全学年が加入している。またその他の保険の加入も学生の自己負担で任意に推奨している。

自然災害発生時における学生及び教職員の安否確認システムとして安否確認システム「ANPIC」を活用している。令和7(2025)年度は安否確認の訓練を5月に実施した。このほか、研究上の安全確保に関連して「豊橋創造大学遺伝子組換え動物実験安全規程」が設けられており、同規程の定めにより「遺伝子組換え動物実験安全委員会」を設置し、委員長を置いて遺伝子組み換え動物に関する安全の確保を図っている。

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会・評議員会は、私立学校法第3節（第29条～第44条）に則り、寄附行為第6条において理事選任機関を評議員会と定め、第7条に理事の選任について定められており、理事の区分・定数は、本学園の大学学長、短期大学部学長、高等学校校長のうち評議員会において選任した者1人以上2人以内（1号理事）、前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者3人以上6人以内（2号理事）となっている。また、評議員は寄附行為第32条の定めによって評議員会によって選任され、評議員の区分・定数は、この法人の職員のうちから選任した者2名以上3名以内（1号評議員）、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者1名以上2名以内（2号評議員）、学識経験者のうちから選任した者3名以上4名以内（3号評議員）となっている。（表6-2-1）

理事長は理事会の決議により選任され、本法人を代表し、その業務を総理する旨が寄附行為第14条第6項に定められている。また同条第3項、第4項により副理事長の選任および代表業務執行理事とする旨が定められている。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。

表6-2-1 理事、評議員選任区分一覧表

理事（現員6人）（学校法人藤ノ花学園寄附行為第7条による）		評議員（現員7人）（学校法人藤ノ花学園寄附行為第32条による）	
1号理事	2人	1号評議員	2人
2号理事	4人	2号評議員	1人
		3号評議員	4人

本学には、管理運営体制として、運営幹部会、教授会、学科会議、常任委員会、特別委員会、並びに事務局部課長会が設置され、大学を取り巻く諸般の課題解決に当たり、それぞれの機能を適切に果たしている。これらの体制は「豊橋創造大学運営組織規程」「豊橋創造大学教授会規程」並びにそれぞれの常任委員会、特別委員会の規程に基づいて設置・運用されている。

理事長は、運営幹部会に毎回出席し、意見を陳述しリーダーシップを発揮している。同一キャンパスに大学、短期大学部の各学科が共存していることもあって、学内の統一的な管理・運営・教職員の意思統一のために、有効かつ必要な組織として重要な機能を果たしている。

常任理事会は、「学校法人藤ノ花学園常任理事会設置規程」に基づき設置されている。その第1条第2項に「常任理事会は、理事長及び常勤の理事をもって構成する。」とある。また常任理事会の審議事項については、同規程第3条において「常任理事会は、理事会の包括的授權に基づいて、次に掲げるこの法人の日常の業務を決定する。ただし、重要又は異例にわたる事項については、この限りでない。」と規定し、明確化を図るとともに、同条第2項では、「常任理事会で決定した事項は、次の理事会において、理事長から報告しなければならない。」と定められている。

理事会の審議事項と常任理事会の審議事項との間で役割分担が必ずしも明確ではなかったことから、常任理事会において両者の役割分担について検討し、規程の一部改正について理事会の承認を得て、役割分担の明確化を図った。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

学園の将来構想のもと、中教審答申（2040年に向けたグランドデザイン）を踏まえ、建学の精神に基づくミッションを再定義するとともに、外部環境や直面する課題を踏まえ、社会からの信頼、支援を得る好循環の確立を目的とし、令和2年5月に第二次中長期計画（WISTERIA PLAN）を策定している。中長期計画（WISTERIA PLAN）の各種アクションプランの進捗管理は、年度末に「進捗状況管理表（定量編）」と進捗管理報告書（定性編）において点検・評価し、翌年度6月に学内で報告会を実施したうえで、理事会・評議員会へ報告するとともに、教職員に対して周知している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

大学の管理運営については、学則の規定に基づき運営幹部会（理事長、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、常任委員長、事務局長等で構成）を設置し、学則その他必要な規程の制定・改廃、教育・研究、学生指導に関する大学としての基本方針等、大学全般に関わる重要事項の審議を行っている。また、平成27(2015)年度、法人事務局長の副理事長就任を契機として、副理事長が大学の運営幹部会にも出席することとなり、意思決定の円滑化が図られる体制となっていることから、学園全体としての管理運営及び意思決定は円滑に行われている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

法人の管理運営については、学校法人藤ノ花学園寄附行為に定める理事会、評議員会、監事が、それぞれの権限と役割において職務を執行している。監事は寄附行為第22条の定めにより評議員会にて選任され、第28条に定められた職務を行い、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行っている。評議員会は寄附行為第37条の定めにより法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況についてチェックし、理事会の諮問機関として機能している。

また、大学の管理運営については、学則及び豊橋創造大学運営組織規程に定める教授会及び運営幹部会において、教育にかかるそれぞれの審議事項の分担のもとで審議等が行われた後、学長が重要事項の決定等を行っている。

なお、法人の業務監査では第2次中長期計画の進捗状況等に関する監査を行うとともに、令和元(2019)年度から自己点検評価書の内容等を中心とした教学監査も実施している。また、大学の内部監査委員会が企画した内部監査実施計画及び実施報告書について、監事にも説明・報告し、適宜助言等も得ながら、次期内部監査に臨んでいる。

本学においては、これらの組織が相互に機能しながら、相互チェック体制の基盤強化を図っている。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

大学を含め法人全体として、実質的には借入金ゼロの良好な財務環境に加え、平成24(2012)年度に看護学科が完成年度を迎えたことにより、安定した財務基盤の確立に努めてきた。大学も含めた法人全体の令和7(2025)年度純資産構成比率は92.5%となっており、一定良好な財務環境が維持されている

6-4-② 収支バランスの確保

収支バランスについては、その確保に努めてきたが、経常収支差額比率は平成27（2015）年度以降悪化の一途を辿っており、収支の抜本的な改善が喫緊の課題となっていることから、その改革に向けた取り組みとして経営改善計画（平成30年度～平成34年度）を策定し、財務の改善に取り組んできた。

令和7（2025）年度、学園全体の収支状況が令和2（2020）年度を境に悪化の傾向にあることに加え、少子化に伴う18歳人口の減少、学校間競争の激化による学生確保が困難といった要因から、学園全体の財務状況は今後更に悪化し収支バランスが崩れることが予想されている。【表6-1】～【表6-5】

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学は、平成8(1996)年に豊橋創造大学として1学部1学科で開学し、以後平成18(2006)年にリハビリテーション学部理学療法学科の設置、平成21(2009)年に保健医療学部看護学科の設置（同時にリハビリテーション学部を保健医療学部に変更）、平成24(2012)年に経営学部経営学科を設置（既存の情報ビジネス学部は募集停止）し、現在は2学部3学科体制となっている。

この間、平成21(2009)年度に理学療法学科が、そして平成24(2012)年度に看護学科が完成年度を迎え比較的安定した財務運営が行われていたが、令和元(2019)年度の収支状況は、経営学科の定員充足率の改善はあったものの、学生生徒等納付金収入及び補助金収入の減少や人件費比率の上昇等により、大学の単年度収支では資金収支は収入超過、事業活動収支は支出超過となった。経営学科については、恒常的な定員割れの状況が続いていることから、平成29(2017)年度に定員の適正化を図るための学則改正を行い、入学定員を76名から50名に、収容定員を320名から208名に見直しを行った。令和5（2023）年に看護学科の定員割れから始まり、理学療法学科でも定員が割れるなど、全学科で定員未充足の状況が続いている。そこで、令和7（2025）年度学長を委員長として副学長、学部長、各学科長による新入学生確保特別委員会を学内に設置し、入学者の確保策を検討した。併せて大学の組織改編の検討を始めるとともに、資金運用委員会を設置して内部留保資金の運用強化策を検討するなど、教職員一丸となった取組を行った。

エビデンス集（データ編）

【表6-1】 財務情報の公表（前年度実績）

【表6-2】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表6-3】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表6-4】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表6-5】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目6-5を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、「学校法人藤ノ花学園経理規程」、「学校法人藤ノ花学園経理規程施行細則」及び「学校法人会計基準」に基づき、適正に処理されている。大学の予算については、各学科、各委員会、各部課（室）から提出された予算要求調書を庶務課が取りまとめ、理事長・学長、事務局長等が各責任者からヒアリングを行い、予算案を取りまとめた後、法人本部との調整を経て、理事会に諮り決定している。

予算の執行にあたっては、それぞれの担当者が起案し、所属長、総務部長、事務局長、副学長、学長、理事長等の合議、承認を経たのち庶務課で支払い手続きを行っている。なお、平成29(2017)年度からの新たな会計システムの導入に併せて、経理規程等の見直しを行っており、迅速かつ的確で、より効率的な会計処理が図られている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、学校法人藤ノ花学園経理規程、私立学校振興助成法及び文部省通知に基づき、厳正に実施されている。各種の会計帳簿書類及び計算書類等については、会計監査人である監査法人所属の公認会計士による監査を定期的に受けている。監事は、会計監査人とも連携しながら、予算（案）、補正予算（案）、決算（案）、中間決算（案）についての財務監査及び業務監査を行っている。また、監事は評議員会及び理事会に出席し、理事の業務執行状況について確認するとともに監査結果の報告を行っている。

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会および評議員会は私立学校法および寄附行為にのっとり、定数や選任区分を厳格に定めて適切に運営されている。また、運営幹部会は理事長のリーダーシップのもと、同一キャンパス内に大学と短期大学部の各学科が共存する環境において、学内の統一的な管理・運営、および教職員の意思統一を効果的に行う重要な基盤となっている。また、副理事長も運営幹部会に参画することで、法人と大学間の意思決定を大幅に円滑化している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

安定した財務運営を行っていたが、平成 27 (2015) 年度以降経常収支差額比率が悪化の一途をたどっている。少子化に伴う 18 歳人口の減少や学校間競争の激化により、かつて恒常的な定員割れを起こしていた経営学科だけでなく、令和 5 (2023) 年度以降は看護学科や理学療法学科も含めた「全学科で定員未充足」の状況が継続している。今後、さらに学園全体の財務状況が悪化し、収支バランスが崩れることが強く予想されており、抜本的な収支改善が喫緊の最重要課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

全学科の定員割れという状況に対し、令和 7 (2025) 年度に学長を委員長とし副学長、学部長、各学科長で構成する「新入学生確保特別委員会」を学内に設置した。学生確保の取り組みを全学的な最重点課題と位置づけ、高校生に選ばれる大学となるよう、オープンキャンパスの充実や大学の魅力を発信できるよう全学一丸となって実施・強化していく。

また、今後も持続可能な大学としていくため、大学の組織改編に向けた本格的な検討を開始している。また、収入面の強化を図るべく、補助金をはじめとした外部資金の獲得、寄付金収入の確保に努める。さらに、「資金運用委員会」を設置し、内部留保資金の資金運用強化策を検討し着実に実行していく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域社会との連携活動

A-1 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携(理学療法学科)

(1) A-1 の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携(理学療法学科)

1) 本学保健医療学部理学療法学科では、平成31(2019)年4月に高度リハビリテーション人材育成センターを設置し、活動を通して地域社会に貢献している。【資料A-1-1】

1. 特定研修施設との連携

医療法人光生会、第二成田記念病院、総合青山病院、医療法人整友会の4施設と特定研修施設の協定を結び、臨床実習及び学内での実習における学生教育の向上、職員教育、研究活動の援助などを行なっている。

2. 特定研修施設との連携による臨床実習教育推進フォーラムの開催【資料A-1-2、A-1-3】

令和 7(2025)年度は 2 回の開催となった。第 1 回は OSCE 結果についての施設との共有方法や理学療法臨床評価実習について報告した。第 2 回では理学療法臨床総合実習や実習後の学生アンケート結果、施設における 2 対 1 実習の展開方法、ICT の導入、実習支援システムの導入についてなど活発な意見交換を行なった。

3. 特定研修施設との連携公開講座の実施【資料 A-1-4】

特定研修施設との共催で公開講座を本学にて4回開催し、多数の市民の参加があった。

4. 高度リハビリテーション人材育成センター特別研修会の実施【資料A-1-5】

理学療法士のための専門性の獲得（専門理学療法士、認定理学療法士の取得）やキャリアアップについて、愛知県理学療法士会生涯学習部長を招いて研修会を実施し、臨床実習施設を含む医療関係者多数が参加した。

5. 研究助成【資料 A-1-6】

高度リハビリテーション人材育成センターでは、2025 年度研究助成を整友会「在宅要支援および要介護高齢者の口腔機能と嚥下機能の特性」に選定し、研究助成を実施した。

6. 臨床実習指導者講習会の開催【資料 A-1-7】

9月7日、8日の2日間、2025年度臨床実習指導者講習会を本学教員の運営により開催した。

7. 臨床実習指導者会議講演会【資料A-1-8】

臨床実習指導者会議参加者を対象として講演会「ICTによる新たな臨床実習のカタチ」を行なった。

2) 豊橋市などとの連携により、以下の地域貢献を行っている。

1. 鈴木亜由子杯・穂の国豊橋ハーフマラソン救護ボランティア【資料 A-1-9】

2. 愛知県理学療法士会と共催でスポーツ障害予防教室を実施した。【資料 A-1-9】

3. 高大連携事業の実施

理学療法およびリハビリテーション関連の理解を深めるため、三遠南信地域における高校生を対象として模擬授業を行った。

4. イオンモール豊川との連携【資料A-1-9】

イオンモール豊川との連携によりキッズドリームチャレンジや SOZO ファミリースポーツフェスといった子供やファミリー向けのイベントを実施し地域の保健活動に貢献している

5. スポーツ関係への貢献【資料 A-1-4】【資料 A-1-9】

従来よりスポーツ系の授業内容の充実や地域のイベントなどに力を入れてきているが、本学科でスポーツトレーナーサークルを創設し地域のスポーツイベントにより多く関わることができた。

[基準A-1の自己評価](A-1 理学療法学科)

(1)成果が出ている取り組み

従来より、スポーツ分野に力を入れているが、スポーツトレーナーサークルなどの活動により、多くのイベントに関わることでスポーツ分野の地域貢献が充実してきた。その結果として「アントラーズスポーツクリニック」、「ベースボール&スポーツクリニック」など卒業生の就職にスポーツ専門施設の実績が出てきている。

(2)自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

スポーツ系や高齢者などの介護予防に関する貢献は充実してきたが、その他の分野の地域との連携において特に社会人や高校生以下の生徒に対する連携は、模擬授業や部活の大会のサポートなどでは行っているが、それ以外の連携を模索してゆく必要がある。

(3)課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

高校生などの生徒に対する連携においては、現在実施している授業以外の連携を模索

し、また社会人については地元企業に商工会などを通じて連携企画ができるか検討してゆく予定である。

エビデンス集（資料編）

- 【資料A-1-1】 豊橋創造大学高度リハビリテーション人材育成センター設置規程
- 【資料A-1-2】 2025 年度第 1 回臨床実習教育推進フォーラム議事録
- 【資料A-1-3】 2025 年度第 2 回臨床実習教育推進フォーラム議事録
- 【資料A-1-4】 2025年度特定研修施設公開講座・スポーツ傷害予防教室実施概要
- 【資料A-1-5】 2025年度高度リハビリテーション人材育成センター_研修会
- 【資料A-1-6】 2025年度創造大学 研究計画書（整友会）
- 【資料A-1-7】 2025 年度臨床実習指導者講習会
- 【資料A-1-8】 2025 年度臨床実習指導者会議
- 【資料A-1-9】 2025 年度 地域・産学官連携 事業案日程

A-2. 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

1. 看護職への研究指導等【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】【資料 A-2-4】

実習施設である 3 病院へ本学教員が継続し研究指導している。看護職が研究に取り組むことは、看護の質向上に繋がるため、地域貢献となっている。

看護学研修センターでは、東三河地域の看護職に対し研究支援を行っている。2025 年度は文献活用力向上を目的に、全 3 回を 2 クール実施し 6 名が研修に参加した。看護技術研究会では「エビデンスに基づいた摘便の知識と技術（エコー活用含む）」研修会を開催し 3 名の参加があった。教員セミナーは 2 回開催した。9 月は看護職を対象に実施し 7 名が参加した。2 月は一般市民を対象に実施し 13 名が参加した。病院看護師の訪問看護研修をコーディネートしており、9 名が参加した。研修生にとっても研修生受け入れの訪問看護ステーションにとっても学びが大きいと好評である。家族支援研修会は 6 月と 11 月の 2 回開催し、延べ 32 名が参加した。2025 年度も「主任介護支援専門員更新研修受講要件」に該当のため、介護支援専門員の参加が多かった。卒業生支援研修会では、ミニセミナー「遠隔でつながる学びの継続ーテレロボを使ってー」を実施した。

2. 実習指導に関する研修会【資料 A-2-5】

実習施設の看護職と実習指導に関する研修会を毎年開催しており、有効な関係構築の機会となっている。2025 年度は 7 月に開催した。

3. 豊橋市などとの連携

豊橋市などとの連携により、以下の地域貢献を行っている。

1) 高大連携事業の実施【資料 A-2-6】

看護学への関心を深めてもらうことおよび看護学科広報のため、東三河地域と静岡県西部地域を中心に高校訪問、模擬授業、ガイダンスに参加し、2025 年度は計 18 回であった。

2) 地域連携事業【資料 A-2-7】

産官学連携推進委員会を中心に地域連携事業に参加した。

3) 看護の魅力発信！中学生対象訪問型看護体験【資料 A-2-8】【資料 A-2-9】

日本私立看護系大学協会中部地区 地区活動プロジェクトとして、VR 機器を用いて「看護の魅力発信！中学生対象訪問型看護体験」を新城市東郷中学校にて 2 回開催した。1 年生、3 年生を対象に実施し述べ 96 名の生徒が参加した。

【基準 A-2 の自己評価】(A-2 看護学科)

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

研究教育機関として周辺病院の看護職への研究指導を継続しており、指導を受け学術集会で発表する看護職が漸増し、看護の質向上に繋がり、看護職のモチベーション維持向上ともなっている。看護学研修センターでの様々な取組みも地域貢献として機能している。さらに 2025 年度より中学生を対象とした看護体験の事業を実施しており、今後の労働人口の減少に向け、看護職希望者の確保に繋がると考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本項目については課題となる内容は発見されていない。しかし看護学研修センターで 2025 年度に計画していた「研究支援（研究発表会）」への参加希望がなかったため実施しなかった。内容が本地域の看護職のニーズに相応しくなかったためと考えられた。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

2026 年度は「研究支援（研究発表会）」は計画していない。本地域看護職の研究発表等のニーズを把握し内容を検討していく。

エビデンス集（資料編）

【資料A-2-1】	2025年度豊橋市民病院研究指導
【資料A-2-2】	2025 年度豊川市民病院研究指導
【資料A-2-3】	2025 年度渥美病院研究指導
【資料A-2-4】	2025年度豊橋創造大学 看護学研究センター事業報告書
【資料A-2-5】	2025年度実習指導に関する研修会
【資料A-2-6】	2025 年度高大連携事業（模擬事業、高校訪問、進路説明会） 実績
【資料 A-2-7】	2025 年度保健医療学部看護学科地域連携
【資料A-2-8】	「看護の魅力発信！中学生対象訪問型看護体験」東郷中学校「共 育の日」
【資料A-2-9】	「看護の魅力発信！中学生対象訪問型看護体験」東郷中学校「1 年 生対象

A-3 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供(経営学科)

A-3-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携(経営学科)

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-3-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携(経営学科)

本学経営学部経営学科では、次のような活動を通して地域社会に貢献している。

1. 高大連携事業(模擬授業)の実施

経営学部経営学科では、大学の講義形態を体験しながら経営学と会計学、IT系、および隣接領域の専門知識と技能を習得し、学びへの興味・意識を高めることを目的とした高大連携事業に注力している。2025年度(令和7年度)は、愛知県立豊橋西高校、愛知県立豊橋商業高校、愛知県立豊丘高校、愛知県立安城南高校、ならびに藤ノ花女子高校で連携事業を行った。なお、豊橋西高校については、他学科と連携して新たに大学1日体験講座を8月に実施した。

これらとは別に、大学体験講座や模擬授業、進路ガイダンス、分野別説明会、志望理由作成指導などについて、17校で述べ23講座の実施に協力した。

2. 地域企業連携プロジェクト活動の実施

経営学科3年生の全学生による地域企業連携プロジェクト活動では、地域の問題解決や活性化に関わる企画を学生が立案し、企業や行政機関などの協力を得ながら地域貢献に取り組んでいる。2025年度(令和7年度)は、「東三河若年層流出問題への提言プロジェクト」、「CoderDojo 豊橋」、「東三河エコタウン・プロジェクト」、「SOZO 山岳研究プロジェクト」、「のんほいパーク盛り上げ隊!」の5プロジェクトを実施した。【資料 A-3-1~A-3-6】

3. インターンシップ実習の実施と座談会の開催

経営学部経営学科では、大学と産業界が協力して人材を育成する産学連携教育型インターンシップに注力してきた。2025年度(令和7年度)は就職活動の早期化の影響もあり、単位認定型のインターンシップ科目の履修者33名(3年生:15名、2年生:18名)が21事業所での就業体験に参加した。

インターンシップ終了後には、実習参加者、経営学科1年生および協力企業の実習担当者が参加してインターンシップ報告会を10月21日に開催した。【資料 A-3-7】

また、経営学部長、就職・インターンシップ委員およびインターンシップ協力企業の実習担当者との座談会を2月21日に実施した。座談会には8事業所から8名の担当者の方に参加いただき、インターンシップの実施状況や具体的な取り組み、就職採用活動の早期化に伴うインターンシップの在り方などの課題や問題点について、意見交換を行った。【資料 A-3-8】

4. 豊橋市主催公開講座「市民大学トラム」の開催協力学生の行政への参加

豊橋市教育委員会主催の公開講座「市民大学トラム」(2025年(令和7年)5月~7月、全4回)の開催に協力した。講座では、4名の教員が「サステナビリティについて考える ~大学の研究・教育の視点から~」を共通テーマとして、「再生可能エネルギーとサステナビリティ」、「欧州諸国とサステナビリティ」、「データサイエンス・AIとサステナビリティ」、

「経営倫理とサステナビリティ」について講演した。【資料 A-3-9】

5. 学生の行政への参加

豊橋市からの依頼を受けて、「市民協働推進審議会委員」のメンバーとして経営学科 2 年生の学生 1 名が新たな委員として参加し、学生の視点からまちづくりに関する審議に参加した。

〔基準 A-3 の自己評価〕(A-3 経営学科)

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

地域企業連携プロジェクト活動は、例えば「のんほいパーク盛り上げ隊！」プロジェクトが外部からの支援を受けて地元 FM 放送局でラジオのレギュラー番組の制作・運営に取り組み、また「CoderDojo 豊橋」プロジェクトが豊橋市の市民協働推進補助金に採択されるなど、外部からもその活動が評価されている。また、学生にとっては地域イベントへの参加、連携先との打合せなどを通して、コミュニケーション能力や協働力を育成する場になるとともに、座学で学んだ知識をフィールドワークで生かすことで実践力を養う場にもなっている。

外部評価においても、プロジェクト活動やインターンシップなどは地元企業との密着型・実践的かつ継続的な活動として評価され、今後の地元企業と地域産業の発展・振興へのさらなる貢献が期待されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

高大連携事業については、高校教育における問題発見力や解決力育成を目的とした課題研究に関する授業への協力依頼が増えており、積極的な対応が求められている。

地域企業連携プロジェクト活動については、これまでの活動実績を背景に、企業や行政機関等からの協力要請が増し、活動の質の向上や新たな取り組みの実施が求められている。それに伴い、指導教員の負担増が大きな課題となっている。また、外部評価では地元企業との密着性などをより露出させる取り組みも求められている。

インターンシップについては、就職活動の早期化、2022 年(令和 4 年)6 月の三省合意改正等を受たけインターンシップの 4 類型化に対応できるよう、2025 年度(令和 7 年度)のカリキュラム改正では科目名の変更と配当年次の見直しを行ったが、それに合わせたコンテンツの改善が求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

高大連携事業の充実化に向けて、2026 年度(令和 8 年度)は近隣 2 校と連携を密にとりながら、新たな連携事業に取り組む。また、増大する連携事業への対応力を高めるために、教員間における講義資料の共有などを進める。

地域企業連携プロジェクト活動については、活動全体のスケジュールを見直すことで他の業務との重複を避けるなど、教員負担の時期的な平準化を進めることで活動の質の向上につなげる。また、学生の社会人基礎力向上の観点からも、報告会の準備や PR 活動への学生の積極的な参加を進める。さらに、外部施設での活動成果の発表会の実施などを含め、活動とその成果を広く地域社会に還元する方策を検討する。

インターンシップについては、2026年度(令和8年度)は新カリキュラムの下で、2年次学生についてはキャリア教育に重点を置いたコンテンツに、3年次学生については就職活動との接続を視野に、汎用的能力の育成に重点を置いたコンテンツに改善し、支援・指導の充実化を図る。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 A-3-1】 2025 年度のプロジェクト活動テーマ
<https://ba.sozo.ac.jp/project/2025>
- 【資料 A-3-2】 東三河若年層流出問題への提言
<https://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2025inukai>
- 【資料 A-3-3】 CoderDojo 豊橋
<https://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2025imai>
- 【資料 A-3-4】 東三河エコタウン・プロジェクト
<https://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2025kemmoku>
- 【資料 A-3-5】 SOZO 山岳研究プロジェクト
<https://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2025nakazawa>
- 【資料 A-3-6】 のんほいパーク盛り上げ隊！
<https://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2025miwayama>
- 【資料 A-3-7】 2025 年度経営学科インターンシップ報告会
<https://ba.sozo.ac.jp/archives/13483>
- 【資料 A-3-8】 2025 年度経営学科インターンシップ座談会
<https://ba.sozo.ac.jp/archives/13586>
- 【資料 A-3-9】 公開講座「サステナビリティについて考える～大学の研究・教育の視点から～」の開催
<https://www.sozo.ac.jp/exchange/tram/15>

A-4 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（大学院健康科学研究科）

(1) A-4 の自己判定

基準項目A-4を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（大学院健康科学研究科）

平成27(2015)年12月大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程の正規課程は、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP : Brush up Program for professional）」に認定された。「職業実践力育成プログラム（BP）」とは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定するものである。

大学院健康科学研究科では、実務経験を有する教員（実務家教員）による授業が全体の

74.4%（単位数の割合）を占めること、すべての授業科目が少人数教育（1学年の定員が6人）であり、ほぼすべての科目にてゼミナール形式を採用した双方向授業となっているなど、社会人の職業能力の向上に必要な実践的能力を獲得するのに適した環境が整備されている。さらに、社会人が受講しやすい工夫（夜間開講〈昼夜開講制〉、長期履修生制度、IT活用〈ビデオ会議システムを利用した遠隔授業〉、集中開講、パソコン貸与制度、研究奨励制度）が施されている。

また、大学院健康科学研究科の教育課程の編成及び自己点検・評価において組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みとして、豊橋市民病院、豊橋市保健所と共に「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を設置し、組織的な改善を図る仕組みも構築されている。【資料A-4-1】

【基準A-4の自己評価】（A-4 健康科学研究科）

（1） 成果が出ている取組み、特色ある取組

「職業実践力育成プログラム」（BP）として認定を平成27(2015)年度に受けて、平成28(2016)年4月より運用を開始した。年度毎に「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」の委員の選出を豊橋市民病院並びに豊橋市役所に依頼し、毎年開催している。この協議会は実質的に大学院健康科学研究科の外部評価機関として位置付けられ、この協議会の意見を活用して大学院健康科学研究科の教育・研究活動の改善に努めていく。

（2） 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

健康科学研究科の人的資源（専任教員の研究内容や成果などを含む）を含めてカリキュラムが社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムであると認定を受けている（「職業実践力育成プログラム」（BP））ことなどの周知が課題である。この周知が学生確保の鍵になると考えている。

（3） 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「職業実践力育成プログラム」（BP）の認定と制度の詳細な説明をHPにて告知済みであるが、今後は保健医療学部卒業生や地域の関係施設・機関への周知を促すべく、リーフレット送付や説明会の実施などを計画している。

エビデンス集（資料編）

【資料A-4-1】 豊橋創造大学大学院健康科学研究科Webページ（「大学院健康科学研究科「職業実践力育成プログラム」（BP）の概要を掲載」

https://www.sozo.ac.jp/departament/health_science/ikusei

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし。(専門職大学の目的)	1-1
第 85 条	○	本学の学部は学則第 2 条に定めている。	1-1
第 87 条	○	本学の修業年限は学則第 4 条に定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 13 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」に入学前の既取得単位等の認定に関して明示している。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし。(専門職大学等の単位認定に関すること)	4-1
第 89 条	—	該当なし。在学期間 4 年未満の卒業を認めていない。	4-1
第 90 条	○	入学資格は学則第 15 条に規定し、学生募集要項に明示している。	3-1
第 92 条	○	教職員組織については学則第 39 条、第 39 条の 2、及び第 40 条に定めている。	4-2、5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については学則第 41 条～第 45 条に定めている。	5-1
第 104 条	○	学位の授与については学則第 31 条、並びに「豊橋創造大学学位規程」に明示している。	4-1
第 105 条	○	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程については「豊橋創造大学履修証明プログラムに関する規程」に明示している。	4-1
第 108 条	—	該当なし。本学は短期大学を設置していないが、同一法人が豊橋創造大学短期大学部を設置している。	3-1
第 109 条	○	点検・評価の実施については、学則第 56 条に明示し、自ら点検及び評価を実施している。	2-2
第 113 条	○	本学の教育研究活動については、本学 Web サイトにおいて公表している。	4-2
第 114 条	○	大学学則第 39 条及び第 39 条の 2 に規定し業務に従事している。	5-1、5-3
第 122 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1
第 132 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則記載事項について、修業年限 (学則第 4 条)、学年 (第 5 条)、学期 (第 6 条)、休業日 (第 8 条)、部科及び課程の組織 (第 2 条、第 2 条の 2)、教育課程 (第 9 条)、授業日時数 (第 7 条)、学習の評価 (第 11 条)、課程修了の認定 (第 30 条)、収容定員 (第 3 条)、	4-1 4-2

豊橋創造大学

		職員組織（第 39 条、第 39 条の 2）、入学（第 14 条～第 19 条）、退学（第 26 条）、転学（第 28 条）、休学（第 21 条～第 24 条）、卒業（第 30 条、第 31 条）、授業料、入学料その他の費用徴収（第 34 条～第 38 条）、賞罰（第 32 条、第 33 条）について明示し遵守している。寄宿舎に関しては該当なし。	
第 24 条	○	学生の学籍、成績、健康状況については「学籍原簿」「成績原簿」「健康診断個人結果票」により保存・管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒については、学則第 33 条及び「豊橋創造大学学生懲戒規程」に定め、実施している。	5-1
第 28 条	○	大学に備えるべき表簿は「豊橋創造大学文書保存規程」に基づき保管している。	4-2
第 143 条	○	本学では代議員会等として運営幹部会を置き、学則第 41 条～第 45 条及び「豊橋創造大学運営組織規程」に定めている。	5-1
第 146 条	○	科目等履修生の修業年限の通算について、修得に要した期間は認めていないが、修得済単位数の認定については「豊橋創造大学単位認定に関する規程」に則り行っている。	4-1
第 147 条	－	該当なし。	4-1
第 148 条	－	該当なし。	4-1
第 149 条	－	該当なし。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 15 条に定め、実施している。	3-1
第 151 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	3-1
第 152 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	3-1
第 153 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	3-1
第 154 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	3-1
第 161 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1
第 162 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1
第 163 条	○	学則第 5 条に定め、実施している。	4-2
第 163 条の 2	○	学則第 11 条、各学科履修規程において認定した単位について、成績証明書を交付している。	4-1
第 164 条	○	「豊橋創造大学履修証明プログラムに関する規程」において明示している。	4-1
第 165 条の 2	○	大学及び大学院において、大学、研究科、学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、三つのポリシーとして明示し、本学 Web サイト及び履修案内に明示している。	1-1、2-3 3-1、4-1 4-2
第 166 条	○	点検・評価については、学則第 56 条及び「学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会規程」の定めに基づき実施している。	2-2

豊橋創造大学

第 172 条の 2	○	本条項に規定された項目に基づき、本学 Web サイトにおいて教育研究活動等の状況を公表している。	1-1、3-1 4-1、4-2 6-1
第 173 条	○	課程を終了した者に対する学位については学則第 31 条並びに「豊橋創造大学学位規程」に基づき授与している。	4-1
第 178 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1
第 186 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	2-2、2-3
第 2 条	○	各学科の教育研究上の目的は学則第 3 条 2 に定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	大学入学試験委員会及び入試センターを中心に、公平かつ適切に入学選抜を実施している。	3-1
第 3 条	○	教育研究の必要に応じ、経営学部と保健医療学部を設置している。	1-1
第 4 条	○	学則第 2 条 2 の通り、経営学部には経営学科、保健医療学部には理学療法学科と看護学科を設置している。	1-1
第 5 条	—	該当なし	1-1
第 6 条	—	該当なし。学部以外の基本組織を設置していない。	1-1、4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究実施組織は、大学設置基準に基づき、編成されている。	3-2、3-3 3-4、4-2 5-1、5-2 5-3
第 8 条	○	授業科目の担当教員の取扱いは、経過措置として旧設置基準で運営しており、その内容により適切に担当教員を配置し開講している。	4-2 5-2
第 9 条	○	教育研究上必要があり、授業を担当しない教員（学長）を置いている。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	×	教員数は経過措置である旧設置基準により運営している。2025 年 5 月 1 日現在、経営学科の教員数が 1 名、大学全体の教授数が 2 名欠員状態にあるため、募集を行っている。	4-2 5-2
第 11 条	○	大学合同 FD 委員会規程及び大学合同 SD 委員会規程により研修の機会を設けている。	4-2、4-3 5-3
第 12 条	○	学長は「豊橋創造大学学長選考規程」に則り、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる人物を選定している。	5-1

豊橋創造大学

第 13 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅰ教授の資格」を定め、有資格者を教授として昇任または採用している。	4-2 5-2
第 14 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅱ准教授の資格」を定め、有資格者を准教授として昇任または採用している。	4-2 5-2
第 15 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅲ講師の資格」を定め、有資格者を講師として昇任または採用している。	4-2 5-2
第 16 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅳ助教の資格」を定め、有資格者を助教として昇任または採用している。	4-2 5-2
第 17 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅴ助手の資格」を定め、有資格者を助手として採用している。	4-2 5-2
第 18 条	○	収容定員は学則第 3 条に規定し、遵守している。	3-1
第 19 条	○	教育課程は本学のカリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし。連携開設科目を開設していない。	4-2
第 20 条	○	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、及び、自由科目に分け各年次に配当し、学則第 9 条別表 1-1～1-3 において明示している。（ただし、※経営学科には自由科目なし、現状は必修、選必、選択、の分類で実施している。）	4-2
第 21 条	○	各授業の単位数は学則第 9 条別表 1-1～1-3 において明示している。また、学則第 9 条 3 項において単位の計算方法を示している。	4-1
第 22 条	○	学則第 7 条において年間の授業日数が 35 週にわたることを明示している。	4-2
第 23 条	○	学則第 9 条 3 項に定める単位の基準を満たすため、学則第 6 条に定める通り、1 学年を春学期、秋学期に区分し、それぞれの授業時間を 15 週単位として履修案内及び学年暦に明示している。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、教育効果、教室の収容人数などを考慮した適切な人数としている。	4-2
第 25 条	○	豊橋創造大学履修案内（シラバス）において、各授業の実施方法を明示している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	豊橋創造大学履修案内（シラバス）において、各授業の授業計画及び成績評価の基準を明示している。	4-1
第 26 条	—	該当なし。昼夜開講制を取っていない。	4-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 9 条 2 項及び第 9 条 3 項において明示している。	4-1
第 27 条の 2	○	「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程」「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」及び各学科履修案内（シラバス）において 1 年間あるいは学期において履修できる単位数の上限を明示している。	4-2
第 27 条の 3	—	該当なし。他大学と連携する授業科目は開設していない。	4-1

豊橋創造大学

第 28 条	○	学則第 12 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」第 5 条、第 5 条 2 項、第 5 条 3 項において明示している。	4-1
第 29 条	○	大学設置基準に基づき、学則第 12 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」第 5 条、第 5 条 2 項、第 5 条 3 項の規定に準じて個別に審査し、単位を認定する。	4-1
第 30 条	○	学則第 13 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」において、入学前の既取得単位等の認定に関して明示している。	4-1
第 30 条の 2	－	該当なし。長期履修制度を設けていない。	4-2
第 31 条	○	学則第 48 条、49 条及び「豊橋創造大学科目等履修生規程」に明示している	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 30 条に明示している。	4-1
第 33 条	－	該当なし。該当する学部等を設置していない。	4-1
第 34 条	○	本学校地は、教育に相応しい環境を持ち、学生が休息に利用するに適切な空き地を備えている。	3-5
第 35 条	○	運動場として第 1 グラウンド、第 2 グラウンドを有しており、その他体育文化ホール 2 F アリーナを設置している。	3-5
第 36 条	○	校舎等について、当該 36 条に掲げる専用施設を全て備えている。	3-5
第 37 条	○	校地について、当該 37 条に掲げる面積を超している。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎について、当該 37 条の 2 に掲げる面積を超している。	3-5
第 38 条	○	教育研究に要する備えるべき資料、人員等全て備えている。	3-5
第 39 条	－	該当なし。該当する学部を設置していない。	3-5
第 39 条の 2	－	該当なし。該当する学部を設置していない。	3-5
第 40 条	○	機械、器具について、学生利用可能パソコンを備え、インターネットや学内ネットワーク、実験機器を備えている。	3-5
第 40 条の 2	－	該当なし。二以上の校地はない。	3-5
第 40 条の 3	○	毎年度、必要な教育研究費を予算化し、教育研究に相応しい提供の準備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は建学の精神、目的を現した明確な名称である。	1-1
第 41 条	○	該当なし 学部等連携課程を有していない	4-2
第 42 条	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-1
第 42 条の 2	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 43 条の 3	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	5-2
第 42 条の 4	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 5	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2、5-1
第 42 条の 6	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 7	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 8	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 9	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 10	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-5

豊橋創造大学

第 43 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-2
第 44 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-1
第 45 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-1
第 46 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-2、5-2
第 47 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-5
第 48 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-5
第 49 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-5
第 49 条の 2	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 3	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	5-2
第 49 条の 4	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	5-2
第 58 条	－	該当なし。外国に学部・学科その他の組織を設置していない。	1-1
第 59 条	－	該当なし。学校教育法 103 条に定める大学院を設置していない	3-5
第 61 条	－	該当なし。新たな大学等を設置していない。	3-5、4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の授与について、学則第 30 条第 2 項、学則第 31 条及び「豊橋創造大学学位規程」で明示している	4-1
第 2 条の 3	－	該当なし。（専門職大学に関すること）	4-1
第 10 条	○	学位の専攻分野の名称について、「豊橋創造大学学位規程」で明示している。	4-1
第 10 条の 2	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-1
第 13 条	○	学位規程について、「豊橋創造大学学位規程」で明示している。	4-1

私立学校法（※2025（令和 7）年 4 月 1 日改正私立学校法対応の遵守状況）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目 ※
第 20 条	○	本法人は、私立学校法を遵守し、理事、監事、評議員、職員、その他の関係者に対し特別の利益供与を行っていない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為の備置き及び閲覧については学校法人寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 69 条第 2 項に定め、遵守している。	6-1
第 29 条	○	理事の選任機関については寄附行為第 6 条に定め、遵守している。	6-2
第 30 条	○	理事の選任等については寄附行為第 7 条に定め、遵守している	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成は寄附行為第 8 条に定め、遵守している。	6-2
第 36 条	○	理事会の職務については寄附行為第 14 条に定め、遵守している。	2-1、2-3 6-1、6-2

豊橋創造大学

第 37 条	○	理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事については、寄附行為第 14 条第 2 項（理事長）、第 14 条第 4 項（代表業務執行りじ）、第 14 条第 5 項（業務執行理事）に定め、遵守している。	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務等については寄附行為第 16 条に定め、遵守している。	6-1、6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事録については寄附行為第 21 条に定め、遵守している。	6-2
第 45 条	○	監事の選任については寄附行為第 22 条に定め、遵守している。	6-3
第 46 条	○	監事の資格については寄附行為第 23 条に定め、遵守している。	6-3
第 52 条	○	監事の職務については寄附行為第 28 条に定め、遵守している。	6-3
第 54 条	○	監事の評議員会に提出する議案等の調査義務については寄附行為第 30 条第 3 項に定め、遵守している。	6-3
第 55 条	○	監事の理事会及び評議員会への出席については寄附行為第 28 条第 3 号に定め、遵守している。	6-3
第 56 条	○	監事が監査等を実施した場合の理事会等への報告については、寄附行為第 28 条第 2 号に定め、遵守している。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任については寄附行為第 32 条に定め、遵守している。	6-3
第 62 条	○	評議員の資格については寄附行為第 33 条、構成については同第 36 条に定め、遵守している。	6-3
第 66 条	○	評議員の職務等については寄附行為第 37 条に定め、遵守している。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録については寄附行為第 47 条に定め、遵守している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任等については寄附行為第 50 条に定め、遵守している。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務等については寄附行為第 55 条に定め、遵守している。	6-5
第 99 条	○	学校法人の予算及び事業計画については寄附行為第 57 条第 1 項に定め、遵守している。	1-1、2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬等については寄附行為第 58 条に定め、遵守している。	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成については寄附行為第 68 条第 1 項、保存については、学校法人藤ノ花学園経理規程第 12 条に定め、遵守している。	6-1、6-2 6-3、6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類等の監査及び理事会の承認については寄附行為第 68 条第 2 項に定め、遵守している。	6-2 6-5
第 105 条	○	計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等については、寄附行為第 68 条第 2 項に定め、遵守している。	6-3
第 106 条	○	計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等については、寄附行為第 69 条第 2 項に定め、遵守している。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の備置き、閲覧等については、寄附行為第 69 条第 2 項に定め、遵守している。	6-1

豊橋創造大学

第 108 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 71 条第 1 項、第 2 項に定め、遵守している。	6-1
第 144 条	○	会計監査人の設置については、寄附行為第 5 条第 3 項に定め、遵守している。(大学所轄学校法人等の特例)	6-5
第 145 条	—	該当なし。学校法人の規模から常勤の監事は置いていない。 (大学所轄学校法人等の特例)	6-3
第 146 条	○	大学所轄学校法人等の特例として規定されている「私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に掲げる者が理事に 2 名以上含む」は遵守できている。また、理事の報告義務の特例については、寄附行為第 16 条に「3 月に 1 回以上」の報告を定めており、遵守している。	6-2
第 148 条	○	本法人では、私立学校法第 36 条第 3 号第 5 号に規定する体制を整備し、中長期計画の作成等については寄附行為第 19 条第 2 項第 2 号に定め、遵守できている。(大学所轄学校法人等の特例に関すること)	1-1、2-1 2-3、6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表については寄附行為第 75 条に定め、遵守している。(大学所轄学校法人等の特例に関すること)	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本学大学院の目的は大学院学則第 2 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	本学大学院の研究科は大学院学則第 6 条に明示している。	1-1
第 102 条	○	本学大学院の入学資格は大学院学則第 25 条に明示している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 25 条で明確に規定し、「大学院学生募集要項」で明示している。	3-1
第 156 条	—	該当なし。	3-1
第 157 条	○	大学院学則第 25 条で明確に規定し、「大学院学生募集要項」で明示している。	3-1
第 158 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	3-1
第 159 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	3-1
第 160 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	法令の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	2-2、2-3
第1条の2	○	教育研究上の目的は大学院学則第2条に明示している。	1-1
第1条の3	○	大学入学試験委員会及び入試センターを中心に、公平かつ適切な入学者選抜を実施している。	3-1
第2条	○	大学院学則第3条の規定の通り、修士課程を置いている。	1-1
第2条の2	－	該当なし。専ら夜間において教育を行う課程はない。	1-1
第3条	○	修士課程について大学院学則第3条に定めている。	1-1
第4条	－	該当なし。博士課程は設置していない。	1-1
第5条	○	本大学院の研究科は大学院学則第2条及び第6条に定めている。。	1-1
第6条	○	本大学院の専攻は大学院学則第6条に定めている。	1-1
第7条	○	本大学院研究科の専任教員は基本的に全員学部にも所属し、適切な連携をもって運営している。	1-1
第7条の2	－	該当なし。複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-1、4-2 5-2
第7条の3	－	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していない。	1-1、4-2 5-2
第8条	○	大学院は、教育研究上の目的を達成するため、その資格を大学院学則第12条で規定するとともに、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じた必要な教員数を配置している。また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を適切に編成している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	大学院は、教育研究上の目的を達成するため、その資格を大学院学則第12条で規定するとともに、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じた必要な教員数を配置している。	4-2 5-2
第9条の3	○	大学院の教員は、基礎とする学部の教員が兼務していることから、全学としての合同FD活動に参加している。また、大学院独自の取り組みとして、「健康科学セミナー」を年2回を目途に開催している。（「健康科学セミナー」は、最先端の医学・医科学・医療・福祉等に関する研究をリードする新進気鋭の研究者ならびに実践者から研究に係る最新の情報を入手するとともに、他大学院との交流を活性化することを目的として、定期的に開催している。）	4-2 4-3 5-3
第10条	○	大学院学則第7条で明確に定めている。	3-1
第11条	○	大学院学則第16条、第17条で明確に定めている。	4-2
第12条	○	大学院学則第15条で明確に定めている。	3-2、4-2

豊橋創造大学

第 13 条	○	大学院学則第 15 条並びに「履修案内」 Ⅰ．大学院設立の趣旨・内容・特徴・期待する成果など Ⅱ．教育課程の編成の考え方と特色 Ⅲ．授業科目及び履修方法 で明示している。	3-2 4-2
第 14 条	○	本大学院は夜間又はその他特定の時間に授業又は研究指導を行っている。	4-2
第 14 条の 2	○	毎年「履修案内」にて 1 年間の授業計画並びに研究指導計画、及び学位論文審査基準を明示している。	4-1
第 15 条	○	大学院学則第 17 条、第 20 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条、「豊橋創造大学大学院長期履修生に関する規程」「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」「豊橋創造大学科目等履修生規程」に明確に定めている。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院学則第 21 条で明確に定めている。	4-1
第 17 条	－	該当なし。博士課程前期の課程を設置していない。	4-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等は、適切に備えている。	3-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械・器具等は適切に備えている。	3-5
第 21 条	○	大学院の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等、適切かつ系統的に備えている。	3-5
第 22 条	○	大学院の教育研究のために、学部教育研究に支障がでない範囲で、施設・設備等を学部と共用で使用している。	3-5
第 22 条の 2	－	該当なし。	3-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究の目的を達成するために、毎年度、大学院関連予算を予算化している。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	－	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1
第 24 条	－	該当なし。独立大学院を設置していない。	3-5
第 25 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	4-2
第 26 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	4-2
第 27 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	4-2、5-2
第 28 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2、4-1 4-2
第 29 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-5
第 30 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2、4-2
第 30 条の 2	－	該当なし。研究科等連携課程を設置していない。	4-2
第 31 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	4-2
第 32 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	4-1
第 33 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	4-1

豊橋創造大学

第 34 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	3-5
第 34 条の 2	－	該当なし。工業を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 34 条の 3	－	該当なし。工業を専攻する研究科を設置していない。	5-2
第 42 条	－	該当なし。博士課程を設置していない。	3-3
第 43 条	○	研究科パンフレットや研究科 Web サイトで修学支援制度を明示している。厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」の対象講座として指定を受けていることをパンフレットや研究科 Web サイトで明示している。	3-4
第 45 条	－	該当なし。外国に研究科、専攻その他の組織を設置していない。	1-1
第 46 条	－	該当なし。新たな大学院等の設置はしていない。	3-5、5-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 22 条、23 条及び「学位規程」で明確に定めている。	4-1
第 4 条	－	該当なし。博士課程を設置していない。	4-1
第 5 条	○	学位規程第 8 条に明示している。	4-1
第 5 条の 3	－	該当なし。（専門職大学院に関すること）	4-1
第 12 条	－	該当なし。（博士の学位の報告に関すること）	4-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当なしの場合は「－」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。